幸せつくるふるさとの食と農の恵みを未来へつなごう

～癒しともてなしの里　神埼～

神埼市食料・農業・農村基本計画

令和７年３月

佐賀県神埼市

はじめに

神埼市は第２次神埼市総合計画を策定し、「幸せつなごう　かんざき」を将来像として、まちづくりを進めてきました。特に、本市の基幹産業である農業は、県内有数の農業地帯であり、我が国の「食」を支えています。

本市は、農業の更なる振興を図るため、農地や水路等の基盤整備、農業担い手の育成、米・麦・大豆や園芸作物の推進、中山間地域活性化、有害鳥獣駆除対策など多岐にわたる施策を行っております。しかし、農作物価格の低迷や農業従事者の高齢化による担い手不足等の課題は未だに解決されていません。今後も多種多様な課題の解決を図り、魅力ある産業としての確立が必要です。

また、国では令和２年３月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたって食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくことを目指しています。また、令和６年６月には「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

本市においても、神埼市食料・農業・農村基本計画を策定し、関係者が取り組みを行うことで、次世代に「農業」をつなぎ、持続可能な農業の発展を目指します。

この計画の策定に際し、アンケート調査で回答をいただいた市民の方々をはじめ、多くの方々にご尽力いただきました。本計画策定にご協力いただいた全ての皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和７年３月

神埼市長　實松尊徳

－ 目　次 －

**第１章　計画の基本的考え方 ・・・

第５章　施策指標・・・

第１章

計画の基本的考え方

第１章　計画の基本的考え方

１．計画策定の趣旨

神埼市は平成 18 年 3 月 20 日に、旧神埼町、旧千代田町、旧脊振村の 3 町村と合併し、北部の中山間地域から南部の平坦地域まで、地域資源を活かした多種多様な農業生産が行われております。

しかしながら、本市農業を取り巻く情勢については、農業従事者の高齢化や担い手不足による荒廃農地の増加、国際情勢の急激な変化による物価高騰等の影響、中山間地域農業の維持及び活性化、地域資源の発掘等、様々な課題に直面しています。
また、消費者のライフスタイルの変化による食の多様化など、新たな時代に即した対応を求められる状況にあります。

一方、国では令和 6 年 6 月には「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が施行され、食の安全保障の確保を中心に、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念とし、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート農業技術を活用した生産性の向上などの農業政策が展開されるものとなっております。

本市においても、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、将来にわたり食料安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興を目指し、魅力ある産業として総合的かつ計画的に推進するための基本方針や基本的施策を定めた「神埼市食料・農業・農村基本計画」を策定します。

２．計画の位置付け

本計画の位置付けは以下のとおりです。

本計画は「第２次神埼市総合計画（後期基本計画）」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」並びに佐賀県の「『食』と『農』の振興計画」との整合を図りながら、「食と農」通して、市民に安心・安全な食料の安定供給の確保及び主要産業である農業の持続的発展、生産や生活の場である農村の振興や多面的機能の発揮を基本理念に策定を行うこととします。

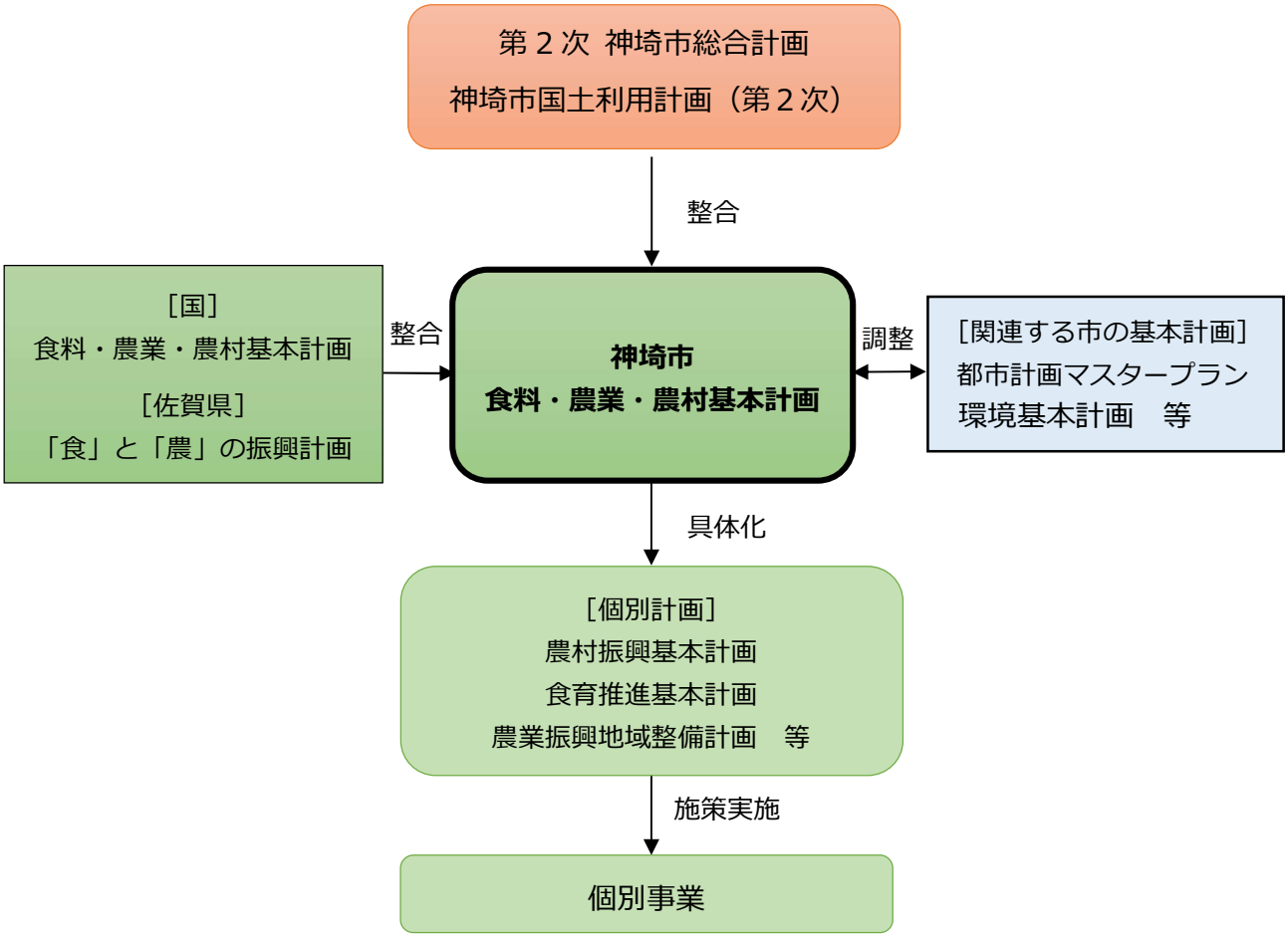

■計画の位置付け

３．対象とする地域

本計画は、神埼市の全農業農村地域を対象とし、施策の推進に取り組みます。

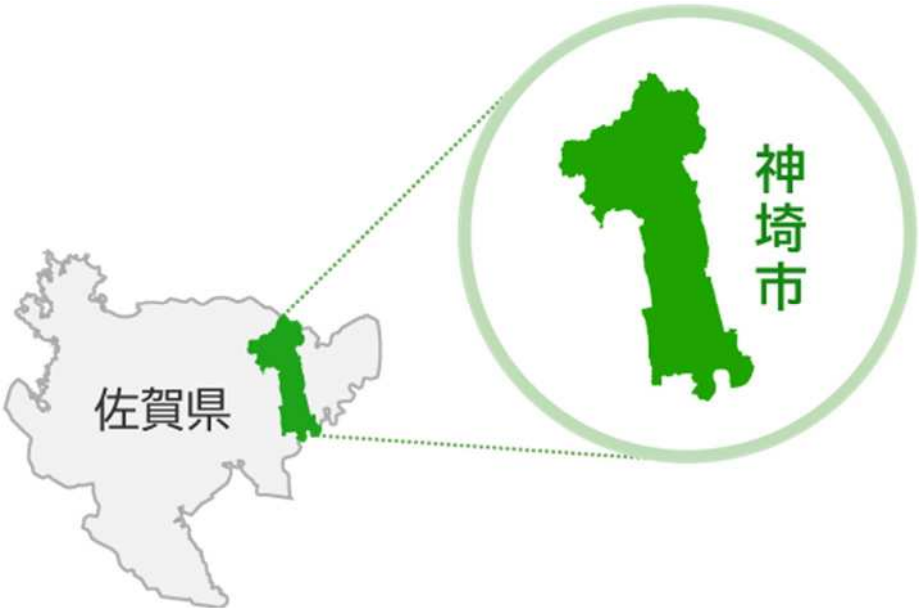

■神埼市の位置：神埼市 HP より

４．計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。ただし、上位計画の改訂や予期せぬ社会経済状況の変化等によっては、必要に応じて適切に見直しを行うものとします。

第２章

食料・農業・農村の現状と課題

●神埼市農業の位置（佐賀県内 20 市町村比較）

①田耕地面積　2,920ha‥‥‥

第２章　食料・農業・農村の現状と課題

１．農村地域の概況

（１）位置・地勢

本市は、佐賀県東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町に、北は脊振山地を隔てて福岡県福岡市に、南は一級河川である筑後川を挟んで福岡県久留米市・大川市に、西は佐賀市にそれぞれ隣接しており、総面積は 125.13km^2 となっています。

地目別の割合では、山林・原野等が約 66%、田畑が約 28%、宅地は全体の約 6%となっており、全域に緑豊かな環境が広がっています。

また、本市は、城原川、田手川、嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と同河川が潤す肥沃な平地からなる南部の穀倉地帯とに分類されており、そのうち市街地を除くほとんどの地区が農村地域となっています。

平坦地域では、圃場や共同乾燥施設等の生産基盤の整備が進み、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が展開されており、いちご、アスパラガス等の園芸品目や畜産と組み合わせた複合経営も営まれています。

中山間地域では、夏季冷涼な気象条件を生かしたピーマン、ホウレンソウ等の施設野菜や果樹、しいたけ等が作付けされています。

（２）気象

気候は比較的温暖多雨ですが、冬季には山間部の路面凍結や積雪を見るなど、地域によっては四季の変化をはっきり感じとることができます。

年間平均気温は 17.5℃(平成 26 年～令和 5 年の平均)、年間降雨量は 2,164.6mm(平成 26 年～令和 5 年の平均)で、県平均(2,186.5mm)と同程度の降水量となっています。

■気温と降水量の推移

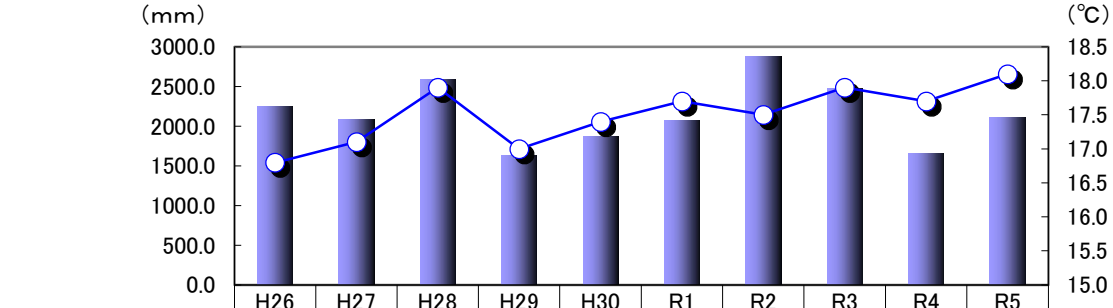

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年降水量(佐賀)	2252.5	2083.0	2586.0	1634.5	1877.0	2078.5	2876.0	2480.5	1664.5	2113.0
平均気温(佐賀)	16.8	17.1	17.9	17.0	17.4	17.7	17.5	17.9	17.7	18.1

[資料:佐賀県気象月報]

（3）人口

本市の人口は、2020（令和 2）年の国勢調査で 31,022 人であり、2000（平成 12）年まで増加傾向にありましたが、2005（平成 17）年に減少傾向に転じています。

一方、世帯数は、2020（令和 2）年の国勢調査で 11,452 世帯であり、増加傾向を維持しています。このため、世帯当たり人員は、減少傾向が続いており、2005（平成 17）年の 3.20 人/世帯から 2020（令和 2）年の 2.71 人/世帯となっていますが、県平均より高い値を示しています。

■人口・世帯数と平均世帯人員の推移

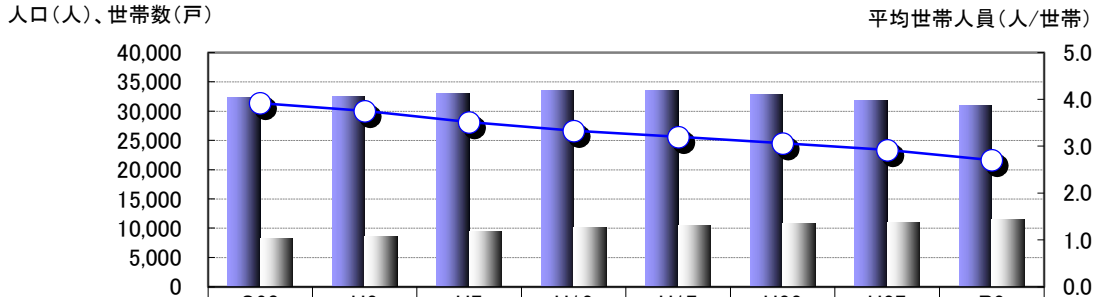

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総人口（人）	32,339	32,502	33,049	33,648	33,537	32,899	31,842	31,022
世帯数（戸）	8,242	8,653	9,408	10,098	10,483	10,741	10,913	11,452
平均世帯人員	3.92	3.76	3.51	3.33	3.20	3.06	2.92	2.71

［資料：国勢調査 令和2年］

（4）産業

本市の就業人口は、過去 20 年を見ると、2000（平成 12）年の 17,137 人から 2020（令和 2）年の 14,664 人へと減少し、産業別では、第 1 次産業が 2,037 人から 1,198 人、第 2 次産業が 5,484 人から 4,047 人、第 3 次産業が 9,616 人から 9,419 人と、全ての産業で減少しています。特に第 1 次産業の減少の割合が大きくなっています。

■就業者人口の推移

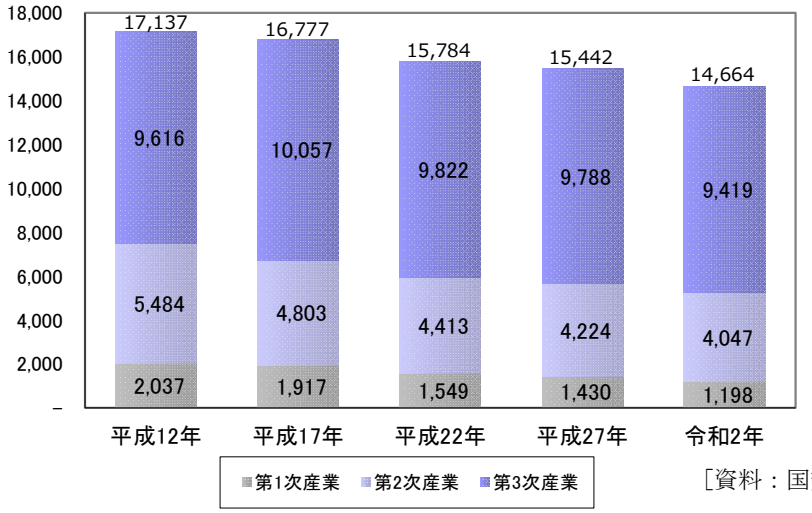

［資料：国勢調査 令和２年］

産業大分類では農業の割合は 8.0%と少なくなっています。

■産業大分類の構成

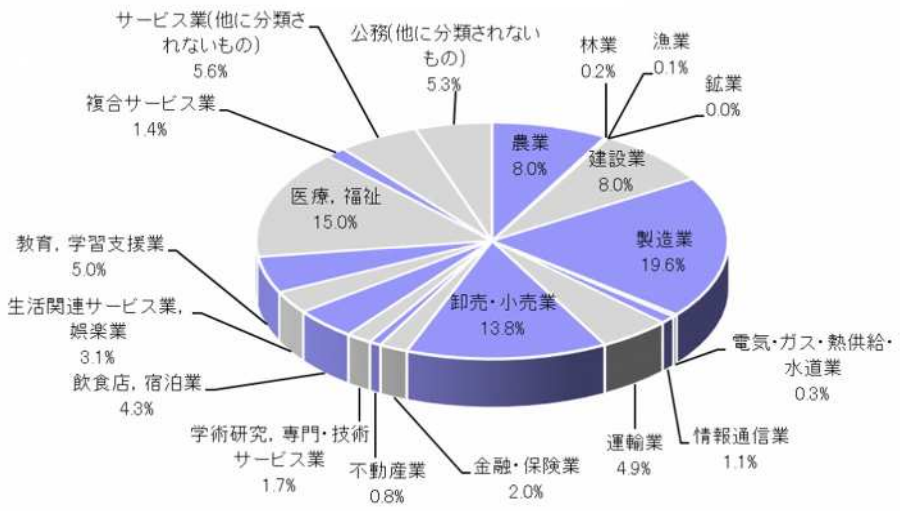

［資料：国勢調査 令和 2 年］

（5）土地利用特性

長崎自動車道以北の脊振町及び神埼町北部の地域は、森林が中心で山麓を流れる城原川及びその支流に沿って宅地や農地が点在します。

長崎自動車道から国道 34 号沿道付近までの神埼町中部の地域は、都市機能が集積し市街地を形成しています。 神埼町南部及び千代田町の地域は、城原川や田手川などにより形成された三角州状の特性を有し、農業基盤整備が行われた水田が中心の土地利用ですが、一部工業団地が形成されています。

■土地利用の割合

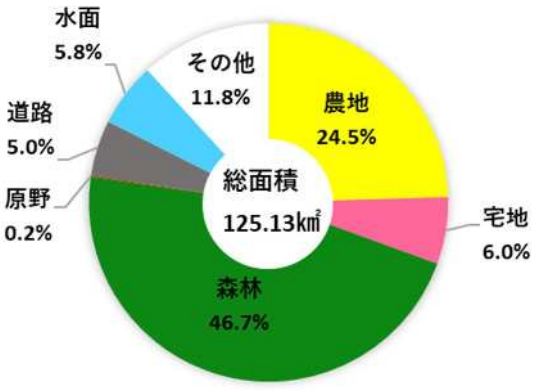

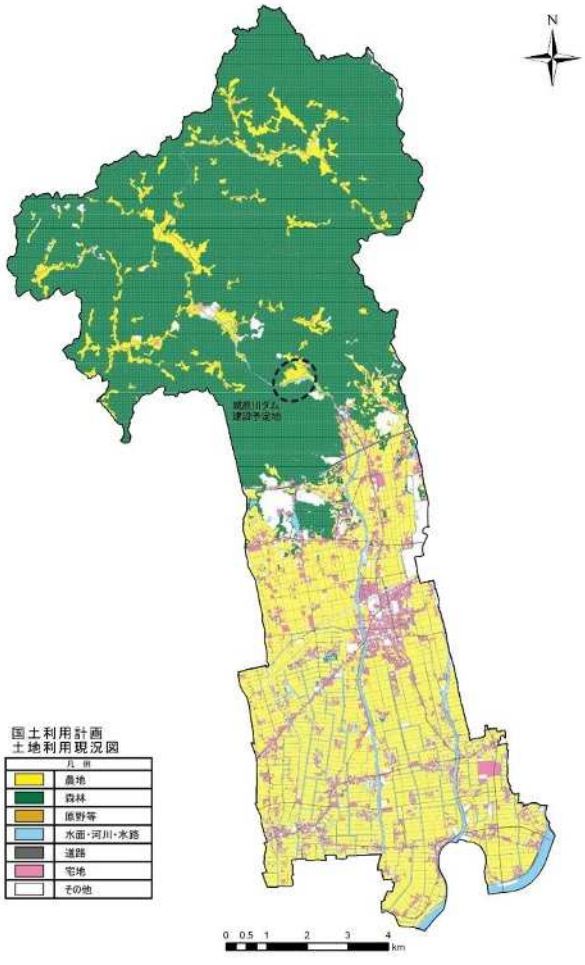

［資料：国土利用計画 令和 3 年 3 月］

（6）観光

本市の観光資源は九年庵、王仁博士顕彰公園、吉野ヶ里歴史公園などの史的文化財や史跡等の観光地があります。

市内年間入り込み客数は 104 万人で、日帰りの客がほとんどを占めます。

■九年庵

■国営吉野ヶ里歴史公園

■観光客数推移

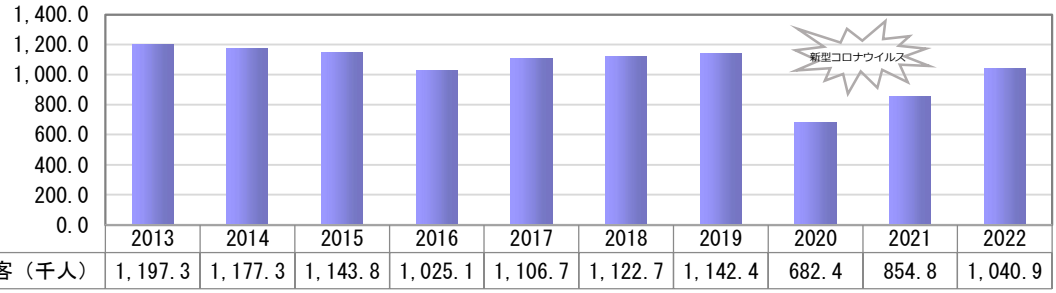

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
観光客（千人）	1,197.3	1,177.3	1,143.8	1,025.1	1,106.7	1,122.7	1,142.4	682.4	854.8	1,040.9

■観光客数内訳（2022 年）日帰り･宿泊別

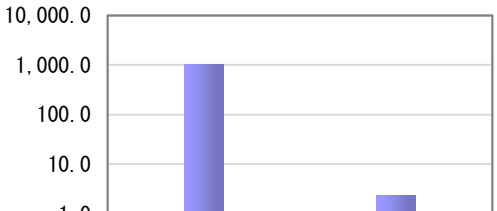

	日帰り数	宿泊客数
観光客（千人）	1,038.6	2.3

■観光客数内訳（2022 年）交通機関別

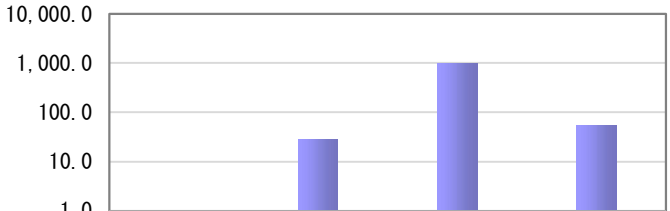

	鉄道	バス	自家用車	その他
観光客（千人）	0.0	28.0	958.0	54.8

■観光消費額（2022 年）

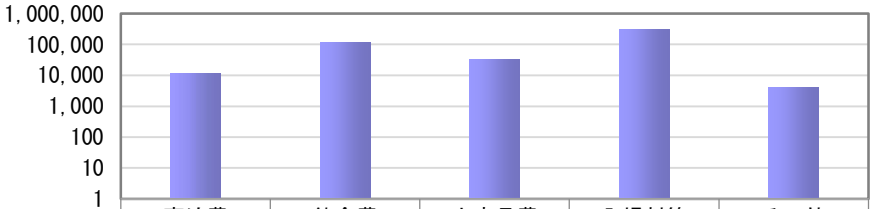

	宿泊費	飲食費	土産品費	入場料等	その他
消費額（千円）	11,159	119,220	32,601	307,980	3,976

［資料：佐賀県観光動態調査］

■神埼市ガイドブック：神埼市観光協会 HP より

２．食料の現状

（１）食の安全

近年は、安全な食に対する関心の高まりや、将来の食糧不足への備えに対する懸念から、国産・地元産農産物に対する消費者の意識が高まっており、長期的な視点に立った安全で安心できる農産物の生産が求められています。

国は、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼確保のため、科学的根拠に基づき、食品の生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・微生物の汚染防止や低減を図る措置を行っています。

食料・農業・農村に関する市民アンケート調査によると、農産物購入時に重視していることについては、「鮮度」が 27.8%と最も多く、次いで「安心・安全」が 26.6%となっており、過半数以上が、新鮮さや安全なものなど、安心できる食が求められています。

〇アンケート調査

問 7. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは何ですか。

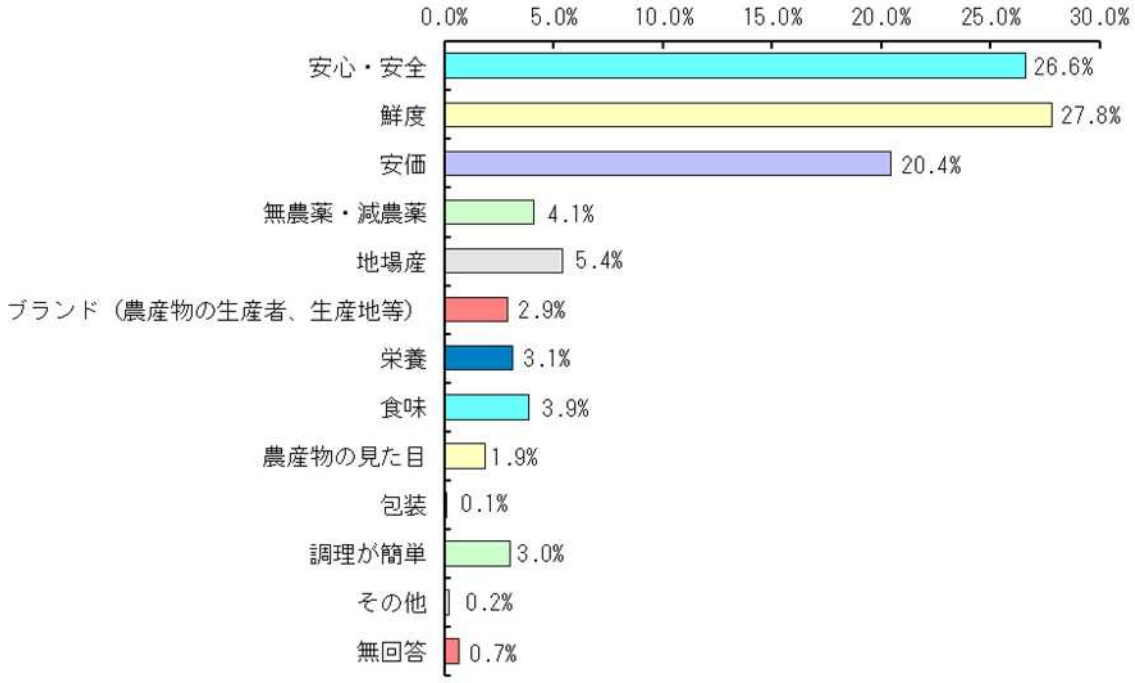

（２）食の流通・消費

我が国の食料の必要量は国内生産のほか多くは外国から輸入しています。我が国の自給率は 40%を切りましたが、神埼市は米、麦、大豆の栽培を主とし、カロリーベースで試算すると自給率が 220%を超え、全国的にも高い水準となっています。

本市では、米、麦、大豆を主体とする土地利用型農業や、いちご、アスパラガス、ナス、ピーマン等の施設園芸等の産地を形成しており、主に関東や関西の都市部や九州エリアを中心に販売されています。

米では、多収品種であり高温耐性に優れている「にじのきらめき」や「ひなたまる」への品種の転換に取り組んでおり、いちごでは「いちごさん」への切り替えやブランド化を図り、単位当たりの収量の向上や販売額の増加を目指しています。

市内の直売所やスーパーマーケット等においても、新鮮な地場産農産物やそれらの加工品等を販売しています。

神埼市の特産品

■米（ヒノヒカリ）

■いちご（いちごさん）

■アスパラガス

■ナス

■ピーマン

■しいたけ

市民アンケートによると、食料の主な購入先は「市内のスーパー、A-COOP 等の量販店」が 63.4%と圧倒的に多い結果となっています。

〇アンケート調査

問 5. 農産品（米、野菜、果物、肉類、総菜等）を主にどこで購入していますか。

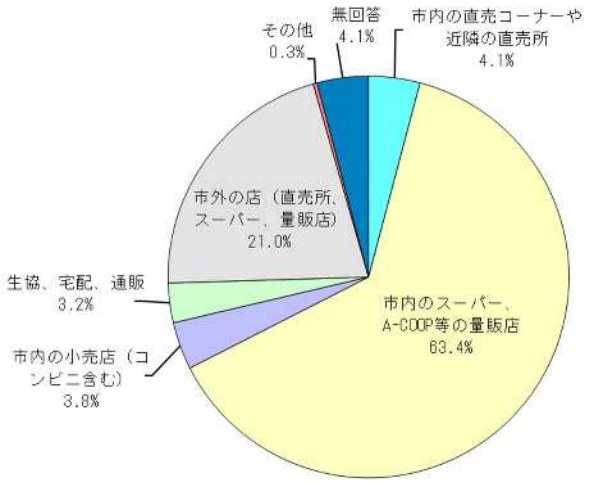

農産物を直売所や直売コーナーで購入する理由については、「新鮮・品質の良さ」が 32.9%と最も多く、次いで「安心・安全」が 22.0%、「価格」が 21.7%となっており、市民の 3 つの大きな購入理由となっています。

〇アンケート調査

問 8. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を市内の直売コーナーや近隣の直売所で購入する理由は何ですか（複数回答可）。

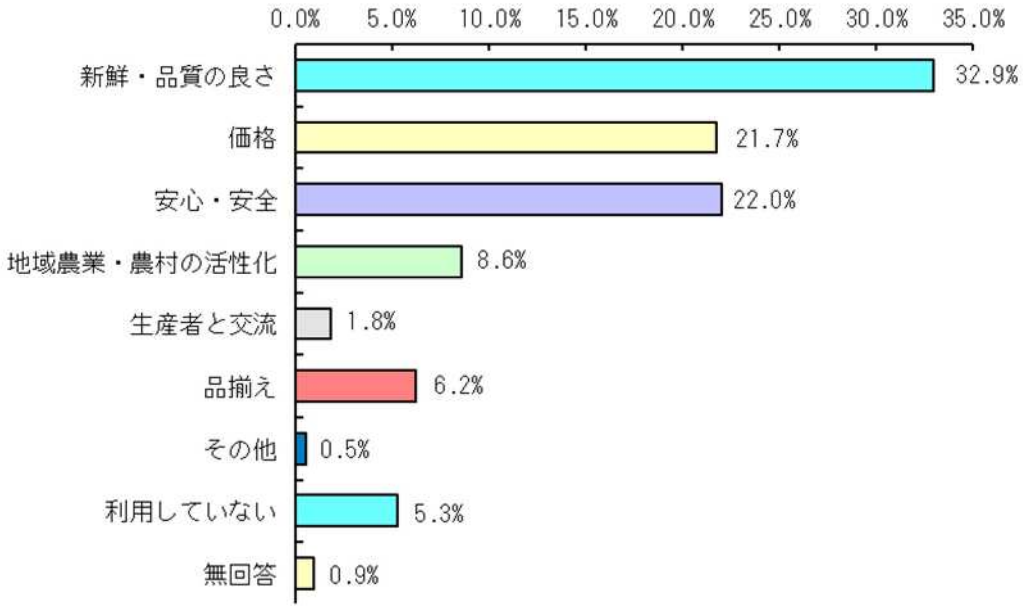

（3）食育

安心・安全で新鮮な農産物を安定的に生産・供給するためには、食料に対する市民の信頼が重要となります。市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、市民一人一人の「食」の充実が大変重要であると言えます。

「食」はすべての生活の基本であり、心身の健康のみならず、食を通じたコミュニケーション、地域の伝統文化の継承、自然との共生など、あらゆる分野にわたり、生活においての重要な役割を担っています。

しかしながら、近年のライフスタイルや価値観の変化などとあいまって、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全への不安（偽装表示や残留農薬の問題)、さらには、食を支える農業の厳しい情勢など、「食と農」を巡る様々な問題が生じています。

こうした状況の中、改めて「食と農」の在り方を方向付け、「食育」を国民運動として推進していくため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」が成立しました。

神埼市においても、平成 21 年 3 月に「神埼市食育推進計画」を策定し、その後、令和 2 年 3 月に「第 3 次神埼市食育推進基本計画」を策定し、様々な分野における食育の推進を進めてきました。

「食で育むからだとこころ」を理念に、①健康なからだ（食への関心と 1 日 3 食バランス良い習慣)、②豊かなこころ（郷土料理を知り農業体験等交流による食への理解)、③元気な地域（安心安全な地元食材の利用による地域農業の活性化と食品ロスの削減）を基本方針としています。食育推進の指標として、地元食材の利用割合 55%（令和元年）から 75%（将来)、学校給食の県産食材利用割合 49.9%から 50%、食品ロスに関心を持つ割合 79%から 85%としています。

■地元食材を使用した給食

■イベントで地元野菜を 350g 使用したカレーの提供

■地域で食育推進のための勉強会：神埼市 HP より

市民アンケートによると食育の重要度では、「規則正しく 3 食をとる」が 22.3%と最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」17.9%、「食べ物への感謝」が 13.7%となっています。

〇アンケート調査

問 3. 子どもの食育で大切だと思われること何ですか（複数回答可）。

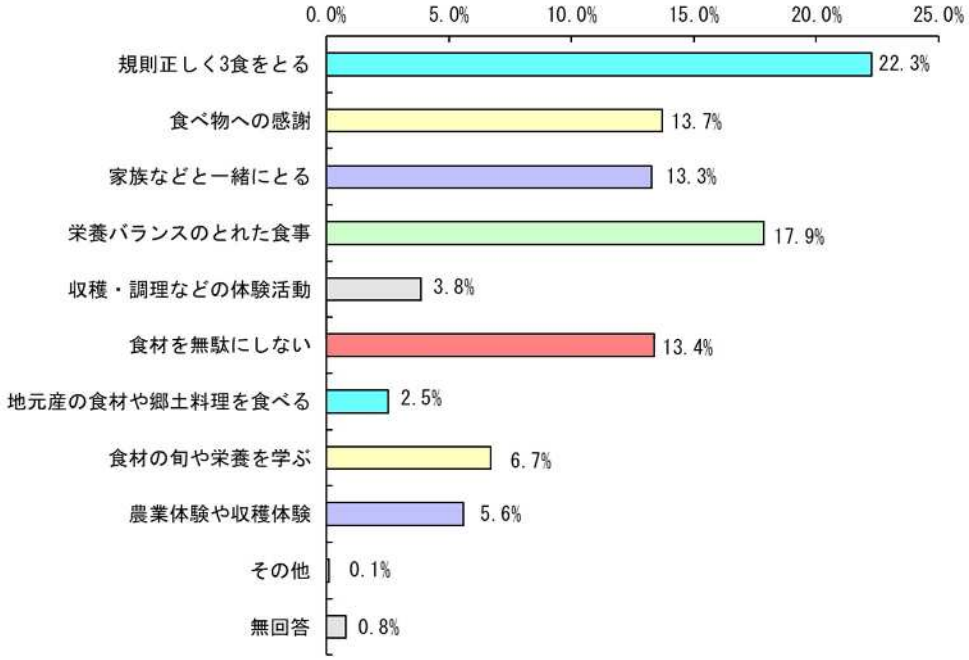

また、「神埼市食育基本計画」では以下のアンケートを実施しています。

① 食育への関心

中学生が 39.9%と低いが、80 歳代は 84.1%で最も高く、年齢が上がるほど高くなる。

② 地産地消への関心

20 歳代が 40.9%で低いが、70 歳代が 86.0%で最も高く、年代が上がるほど高くなる。

③ 食品ロスへの関心

中学生が 52%で低いが、60 歳代では 87.4%と最も高く、年代が上がるほど高くなる。

④ 朝食を食べる頻度

20 歳代が 73.5%、30 歳代が 75.9%で低いが、それ以外の年代は 8 割から 9 割を超えている。

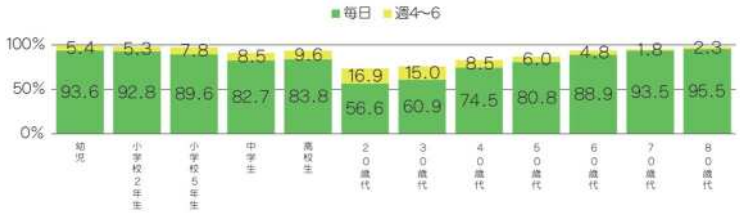

⑤ 市内産食品の利用

よく利用している割合は、20 歳代が 20.5%で、最も低いが、60 歳以上が 6 割を超えている。

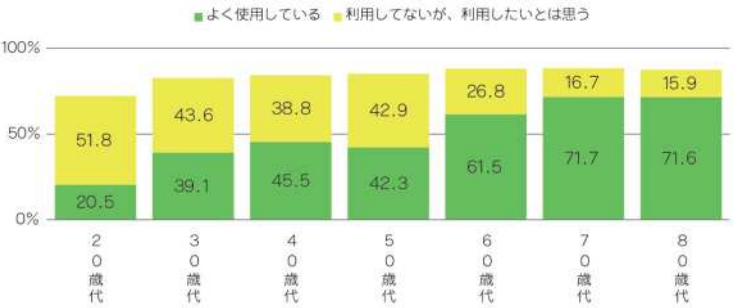

⑥ 食材（食材）の購入場所

直売所・産地直送コーナー利用は 60 歳代が 35.0%で最も多い。

［資料：第 3 次神埼市食育推進基本計画］
（きらりかんざき食育プラン 令和 2 年 3 月）

3．農業の現状

（1）農業経営体・担い手

令和 2 年度においての農家総戸数 499 戸は神埼市全体 11,452 戸の 4.3%を占め、そのうち販売農家戸数は平成 12 年に 2,017 戸であったものが令和 2 年に 354 戸と、20 年間で大きく減少しています。専業農家より兼業農家の減少が大きい傾向にあり、農業経営の法人化や離農等の影響が考えられます。

■農家（販売農家戸数・自給的農家）数と世帯員数の推移

年　次	販売農家※1 戸数（戸）				自給的農家※2	総戸数	世帯員数
	計	専業・兼業別					
		専　業	第1種兼業※3	第2種兼業※4	（戸）	（戸）	（人）
平成12年	2,017	280	414	1,323	225	2,242	－
平成17年	1,861	313	368	1,180	214	2,075	8,837
平成22年	560	179	117	264	154	714	2,256
平成27年	435	165	86	184	153	588	1,569
令和2年	354	－　(注)	－　(注)	－　(注)	145	499	1,063

(注)令和2年から統計変更

※1 販売農家：経営耕地面積が 30ａ以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家であり、商品生産が主たる目的の農家。

※2 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満または農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家であり、自給等が主たる目的の農家。

※3 第 1 種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

※4 第 2 種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

［資料：農林業センサス 2020］

令和 2 年度においての年齢別農業従事者数では、60 歳以上が全体の 7 割、50 歳以上になると全体の約 9 割となり、農家の高齢化がますます加速化すると考えられます。

また、農業経営体※5 全体 433 のうち、個人（世帯）で経営を行う個人経営体が 357、農業生産法人や集落営農組織などの団体経営体が 76 であり、団体経営体のうち法人化した法人経営体が 27 と、農業経営の集団化が進んでいます。

※5 農業経営体：農作物の生産または委託を受けて農作業を行い、経営耕地面積や家畜の飼養頭羽数等が一定規模以上の農家。

■年齢別農業従事者数（人）［令和 2 年度］

年齢	男	女	計	割合
15～19	－	－	0	0%
20～29	4	1	5	1%
30～39	18	2	20	4%
40～49	22	5	27	6%
50～59	80	4	84	17%
60～64	72	4	76	41%
65～69	114	12	126	
70以上	145	5	150	31%
計	455	33	488	100%

■経営耕地面積規模別経営体数

面積規模別	経営体数
0.3ha未満	61
0.3ha ～ 0.5ha	77
0.5ha ～ 1.0ha	94
1.0ha ～ 1.5ha	59
1.5ha ～ 2.0ha	22
2.0ha ～ 3.0ha	26
3.0ha ～ 5.0ha	17
5.0ha ～ 10.0ha	23
10.0ha ～ 20.0ha	7
20.0ha ～ 30.0ha	20
30.0ha ～ 50.0ha	15
50.0ha ～ 100.0ha	10
100.0ha以上	2
計	433

担い手の確保については、「アグリチャレンジ相談会」や「やってみようセミナー」等、年 6 回以上の就農相談会を実施し、令和 3 年および令和 4 年は 4 人、令和 5 年度は 5 人、令和 6 年度は 4 人が新規就農者として参入しています。

［資料：農林業センサス 2020］

（2）農地

本市の土地利用における経営耕地面積は、3,050ha（令和 4 年）で、市域面積の約 24.5%を占めており、神埼市内の農地は、開発や住宅建設等によって毎年 10～20ha の面積が減少傾向で推移しています。

農業委員会の調査では、一部では耕作放棄地となっており、遊休農地は 48ha、荒廃農地は 250ha となっています。令和 4 年 3 月現在 3,050ha の経営耕地面積のうち 42.6ha（1.40%）の遊休農地解消に取り組んでいます。特に、中山間地域では、高齢化等による人口減少の影響により労働力が不足し荒廃農地が増加しています。

■経営耕地面積の推移

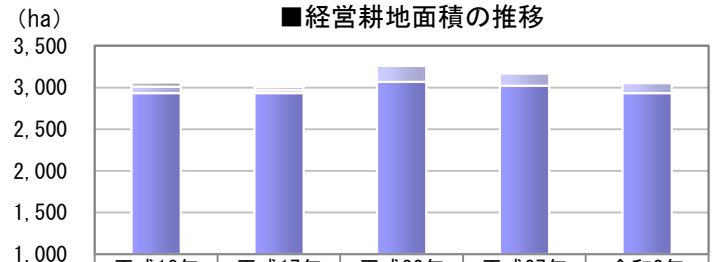

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
樹園地	46	32			
畑	80	35	188	147	123
田	2,931	2,935	3,070	3,020	2,930
総面積	3,058	3,003	3,250	3,160	3,050

［資料：農林業センサス 2020］

神埼市地域計画によると、令和 6 年度策定時の担い手への集積面積は 2,559ha で集積率は平均 62.2%となっており、10 年後の集積面積は 2,512ha で集積率は平均 64.1%となっています。全体の耕地面積は減少するものの、担い手への集積は進んでいます。

また、平坦地域と山間地域別に令和 6 年度と令和 16 年度の集積率をみると、平坦地域では 89.4%から 89.5%、山間地では 7.7%から 13.3%に増加しています。

■地域計画　集積面積及び集積率（R7.3 策定）

公表地区	令和6年（策定年度）		令和16年（目標年度）	
	担い手集積面積	集積率	担い手集積面積	集積率
神　埼	330.1ha	90.4%	340.0ha	95.4%
西　郷	670.1ha	91.9%	675.2ha	93.2%
仁比山	243.6ha	79.1%	217.6ha	77.7%
城　田	539.2ha	92.3%	522.7ha	90.9%
境　野	254.6ha	89.7%	233.6ha	83.9%
千　歳	500.7ha	93.0%	502.9ha	95.8%
広　滝	7.5ha	15.3%	7.4ha	29.3%
服　巻	13.3ha	7.9%	12.4ha	10.6%
鹿　路	0.0ha	0.0%	0.0ha	0.0%
合　計	2559.1ha	62.2%	2511.8ha	64.1%
平坦地域計	2538.3ha	89.4%	2492.0ha	89.5%
山間地域計	20.8ha	7.7%	19.8ha	13.3%

農業農村整備事業について、現在完了している事業は、国営かんがい排水事業（筑後川下流地区）、県営かんがい排水事業（佐賀東部地区）、ほ場整備事業（佐賀東部地区）、県営クリーク防災機能保全対策事業（千代田中央、2 期、3 期地区）、農道整備事業や小規模ため池整備事業、中山間地域総合整備事業（脊振地区）です。

また、現在進行中の事業は、国営総合農地防災事業（筑後川下流右岸地区）、県営クリーク防災機能保全対策事業（神埼市東部、西部地区）、ため池整備事業、地滑り対策事業等です。

なお、本市では、降雨を一時的に貯留し、下流域の水路の急激な水位上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取り組みを推進しています。

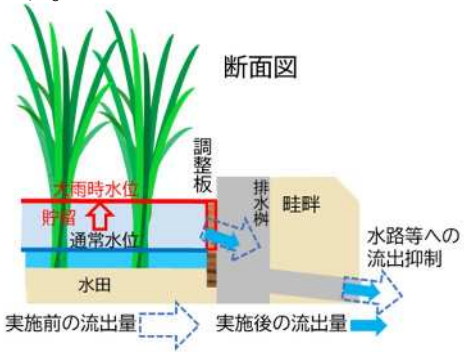

■田んぼダム イメージ図

（3）農業生産

本市の基幹産業は農業であり、広大で肥沃なほ場における米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を基本に、野菜では、いちご、アスパラガス、ピーマン、ほうれんそう等の栽培が盛んで、畜産では乳牛と養鶏が特徴です。円グラフのとおり、令和 4 年の農業産出額は 40.6 億円で、産出額は米が 47%と約半分を占めています。農林水産省令和 4 年産作物統計調査によると、水稲の作付面積は 1,790ha、収穫量 9,560t となっています。野菜の産出額では、いちご、ねぎ、きゅうり、たまねぎ、ピーマン、ほうれんそう、なす、レタス、キャベツの順になっています。畜産では、生乳の産出額が県内 2 位となっています。

■作付面積と収穫量

種類		令和4年産 作付面積(ha)	令和4年産 収穫量(t)
普通作物	水 稲	1,790	9,560
	小 麦	1,330	6,220
	二 条 大 麦	1,010	4,990
	大豆	789	1,010
野 菜	なす	1	145
	たまねぎ	14	412
	ほうれんそう	18	123

注）1haに満たないものは表記していません
［資料：農林水産省 令和 4 年産作物統計調査］

■農業産出額の構成

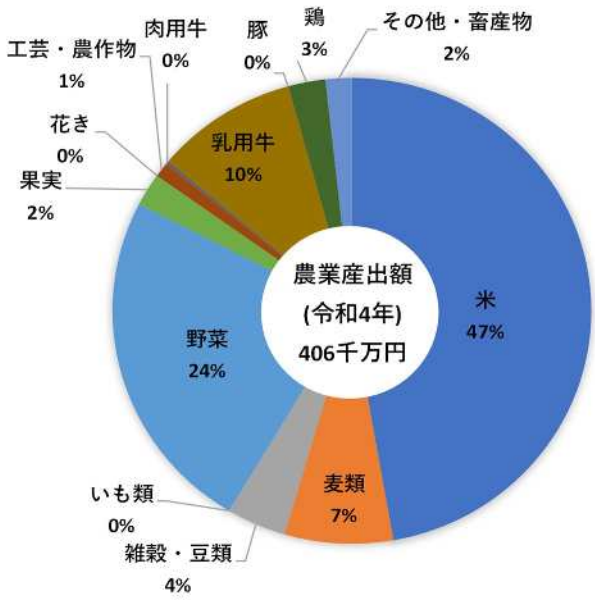

農業産出額の推移では、平成 27 年（2015 年）から令和 4 年（2022 年）までの 5 年間で合計値が 43.6 億円から 40.6 億円に減少しています。

佐賀県では、稼げる農業へ転換するため、園芸農業の産出額 888 億円を目指し、令和元年からさが園芸 888 運動を展開しています。県独自の補助事業である「さがの稼げる水田農業推進事業」では、水田農業の作業省力化や効率化、高品質化のための農業用機械の導入支援、「さが園芸 888 整備支援事業」では、園芸用ハウス施設や生産資材等の導入支援等に取り組み、本市においても生産の拡大や所得の向上を図っています。

■農業産出額の推移

単位：千万円

		2015	2022
耕種	米	194	187
	麦類	23	29
	雑穀・豆類	26	16
	いも類		0
	野菜	119	95
	果実	9	9
	花き	18	
	工芸・農作物	1	4
	種苗・苗木類・その他	1	
畜産	肉用牛	2	1
	乳用牛	33	38
	豚		－
	鶏	11	10
	その他・畜産物		－
合計		436	406

注）四捨五入の関係で、個々の積み上げと合計が一致しない場合がある。

【神埼市水田収益化強化ビジョンによる作物生産の現状と課題】

神埼市は米・麦・大豆を主体とする土地利用型農業が営まれており、米においては「おいしい米づくり」、「売れる米づくり」を目指し、麦・大豆については、作付けの団地化、生産の組織化等により収益性の高い生産体制確立を目指して取り組んでいます。また、農業経営の安定・発展を図るため、土地利用型農業に施設園芸を組み合わせた複合経営を中心に多様な農業経営が展開されています。

しかしながら、農業後継者不足や担い手の高齢化が進んでおり、農地の受け皿となる集落営農組織の安定した運営に向けて、法人化を推進し、組織の発展・強化に取り組む必要があります。

今後は、集落営農組織や法人、大規模担い手を核として、米・麦・大豆の安定した生産計画の検討、作業の効率化、生産費の低コスト化体制の確立、新たな担い手の育成・強化等による生産性の高い土地利用型農業の展開、麦作拡大、高収益野菜などによる水田の高度利用等の推進により、地域農業の振興を図る必要があります。

・主食用米

本市における令和5年産の作付実績については、「コシヒカリ」が 4.4ha、「さがびより」が 33.0ha、「にこまる」が 7.7ha、「ヒノヒカリ」が 333.2ha、「夢しずく」が 35.5ha、「天使の詩」が 54.0ha、「さとじまん」が 52.9ha、「にじのきらめき」が 25.1ha、「ヒヨクモチ」が 1113.5ha、「ヒデコモチ」が 6.2ha となっています。

6年産以降についても、生産の目標に即した作付けの推進を図り作付けにあたっては、麦と組み合わせた二毛作を推進しており、もち米を中心に据えた独自の産地づくりの展開に取り組んでいるところです。

今後は、さらに収量・品質の向上を目指した栽培指導を徹底するとともに、需要に応じた生産を基本に計画的な生産体制の確立を図り、魅力のある“売れる米づくり”を推進することとしています。

・非主食用米

ア　飼料用米

市内では、現状 15ha 程の作付けが行われています。今後も引き続き、生産者と実需者の連携により安定した供給先の確保を行ったうえで、産地交付金を活用しながら、現在の団地化面積の維持拡大を図りつつ生産に取り組むこととしています。

イ　WCS 用稲

生産者と実需者との連携により、安定した供給先の確保を行ったうえで、産地交付金を活用し、現在の団地化面積の維持拡大を図りつつ生産に取り組む必要があります。

なお、作付けにあたっては、大豆のブロックローテーションを妨げないようにすることとしています。

産地交付金を活用し、生産水田へ堆肥散布を行う資源循環の取り組みに対し、耕畜

連携助成により支援することとしています。

ウ　加工用米

市内では、現状 120ha 程の作付けが行われています。今後も引き続き生産者と実需者との連携により、安定した供給先の確保を行ったうえでの生産を推進する必要があります。

・麦、大豆、飼料作物

麦については、水稲と組み合わせた二毛作作物として重要な地位を占めており、生産性・収益性の向上のため、土地基盤の整備、期間借地等による生産集積及び効率的な農業機械・施設の整備を積極的に推進していくとともに、より一層の作付拡大を推進します。中長期にわたっての計画的生産、産地銘柄の確立を図ることにより、実需者ニーズに即した「売れる麦づくり」の展開を目指すこととしています。また、麦わらのすき込み等での有効活用により、コスト削減や生産性向上を図る取り組みに対し、産地交付金での支援を行うこととしています。

大豆については、転作の基幹作物として、集落単位でのブロックローテーションの実施や機械・施設の共同利用等により低コスト化や生産安定を図っています。今後は、産地交付金を活用しながら、ブロックローテーションによる団地化を非主食用米や飼料作物と併せて計画的に行い拡大を図る必要があります。

飼料作物については、主に畜産農家の自家利用作物として取り組まれています。今後は、産地交付金を活用しながら団地化の取り組みを推進する必要があります。

上記作物について、二毛作の取り組みを行った場合には二毛作助成を行うこととしています。

・高収益作物

野菜については、肥沃な土壌条件や冬温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、いちご、なす、アスパラガス、小ねぎ、ほうれんそう、ピーマンを中心とした施設野菜やブロッコリー、たまねぎを中心とした露地野菜等の産地を形成しています。

今後の農業経営発展を図る中で野菜の占める役割は大きいものがあり、産地交付金を活用して新規作付けや規模拡大を積極的に支援するとともに、収量の増加と低コスト栽培に努め、高品質生産体制の確立を図ることとしています。

４．農村の現状

（１）生活環境

アンケートによると地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善整備すべきことは、「災害防止(洪水や崖崩れ等の対策)」が 12.4%と最も多く、次いで「地域での買い物の便利さ」が 11.2%、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」が 11.1%となっており、近年の豪雨等の影響と思われる災害防止への関心の高まりが感じられます。また、快適な環境整備や交通利便性の向上を望む回答が多いです。これらは定住環境の必須条件と考えられます。地域別では、神埼地区が「災害防止」、仁比山地区が「快適な環境」、千代田東部地区が「公共交通」、千代田中部地区が「災害防止」と「公共交通」、千代田西部地区が「快適な環境」と「買い物」、脊振地区が「災害防止」と「買い物」の希望がみられます。

〇アンケート調査

問 16. 地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善や整備すべきものはどれですか(複数回答可)。

① 保健衛生

上水道については、佐賀東部水道企業団が水道事業を進めています。令和 5 年度の給水普及率は 97.6%に達し、山間部で一部水道未普及地域が残るものの、ほとんどの市民が水道を利用しています。

下水道については、平成 9 年度から公共下水道事業、平成 15 年度に特定地域生活排水処理事業を展開し、令和 5 年度末の下水道事業全体 における汚水処理人口普及率は 86.2%となっています。特定地域生活排水については、毎年 70 基程度の浄化槽の整備を進めています。

②公園

都市施設は、吉野ヶ里歴史公園（117.3ha)、神埼中央公園（3.9ha)、日の隈公園(28.1ha）があります。レクリエーション施設は、仁比山公園（キャンプ場)、神埼

中央公園（広場、テニスコート、グラウンド、体育館)、千代田テニスコート・グラウンド、筑後川運動公園（グラウンド)、脊振グラウンド、脊振山村広場テニスコート、脊振観光プール、脊振山頂広場などがあります。このほか、鳥羽院、仁比山、田道、神納、永歌、大門、姉川の農村公園、横武クリーク公園、直鳥クリーク公園、高取山公園、次郎の森公園などがあります。

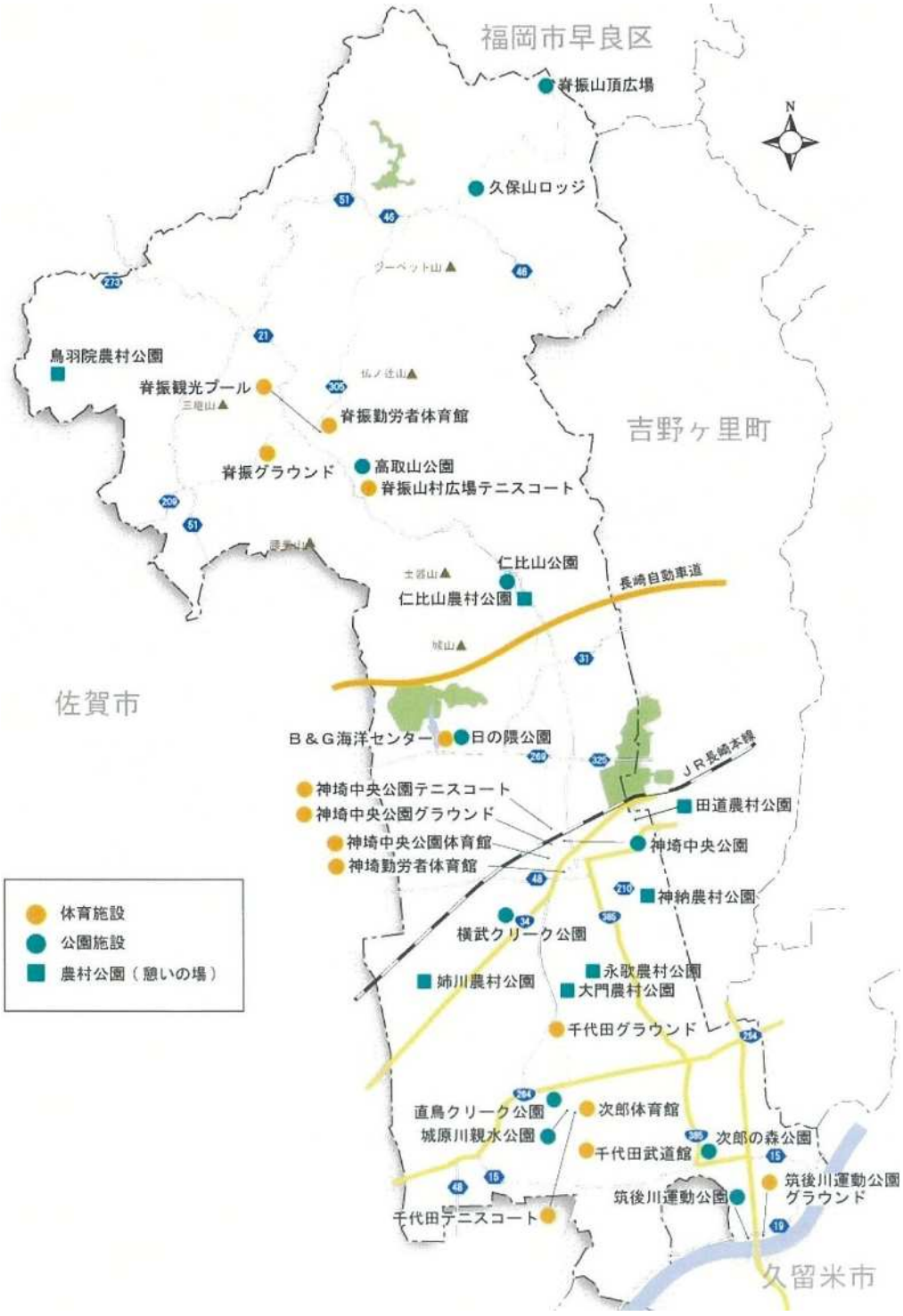

■公園・レクリエーション（体育）施設位置図：神埼市国土利用計画より

③歴史・文化資源

主な指定文化財、史跡は、国指定文化財が 4 件、県指定が 7 件あり、国指定名勝「九年庵」、特別史跡「吉野ヶ里遺跡」や県指定史跡「伊東玄朴旧宅」、「伊勢塚」などがあります。

■主な指定文化財・史跡 （国・県指定文化財の主なもの）

国指定	名称	所在地	指定年月日
史跡	帯隈山神籠石	神埼町	昭和 26 年 6 月 9 日
特別史跡	吉野ヶ里遺跡	神埼町	平成 2 年 5 月 19 日
名勝	九年庵	神埼町	平成 7 年 11 月 19 日
史跡	姉川城跡	神埼町	平成 22 年 2 月 22 日

県指定	名称	所在地	指定年月日
史跡	伊東玄朴旧宅	神埼町	昭和 48 年 4 月 23 日
史跡	伊勢塚	神埼町	昭和 28 年 11 月 3 日
無形民俗	太神楽	神埼町	昭和 41 年 4 月 23 日
無形民俗	仁比山神社の御田舞	神埼町	昭和 34 年 3 月 20 日
無形民俗	高志狂言	千代田町	昭和 46 年 3 月 28 日
史跡	高志神社遺跡	千代田町	平成 12 年 4 月 28 日
考古資料	脊振山経塚群	脊振町	昭和 61 年 11 月 5 日

［資料：神埼市 HP より］

④交通・道路

公共交通は路線バスと鉄道があり、通勤・通学をはじめ、身近な移動手段として重要な役割を果たしています。

神埼町及び千代田町内では、神埼市巡回バス及び NORARU(のらる、予約型乗合タクシー)が運行されており、脊振町内では、脊振町通学バス及びふれあいタクシー(予約型乗合タクシー)を運行しています。

⑤医療施設

病院・診療所は神埼町に 14 施設、千代田町に 7 施設、脊振町に 1 施設、計 22 施設あります。

また、歯科医院は、神埼町に 8 施設、千代田町に 5 施設、脊振町に 1 施設、計 14 施設あります。

⑥学校・公共施設

市内の小学校は 7 校（神埼、西郷、仁比山、千代田東部、千代田中部、千代田西部、脊振)、及び中学校は 3 校（神埼、千代田、脊振）あります。また、公共施設は神埼市役所、千代田支所、脊振支所、千代田交流センター、脊振交流センター、中央公民館、はんぎーホール等があります。

⑦防災

近年、異常気象や大型台風の襲来、突発的な大雨や地震の発生等、予期せぬ災害が多く発生しています。そのため、国をはじめ佐賀県では防災に関する対策や措置等の見直しが行われており、本市においても、防災に関する様々な対策を図り、市民の生命と財産の保全に努めています。

平成 18 年 3 月に「神埼市地域防災計画」を策定し、国や県の改正に合わせて、随時見直しを行っています。

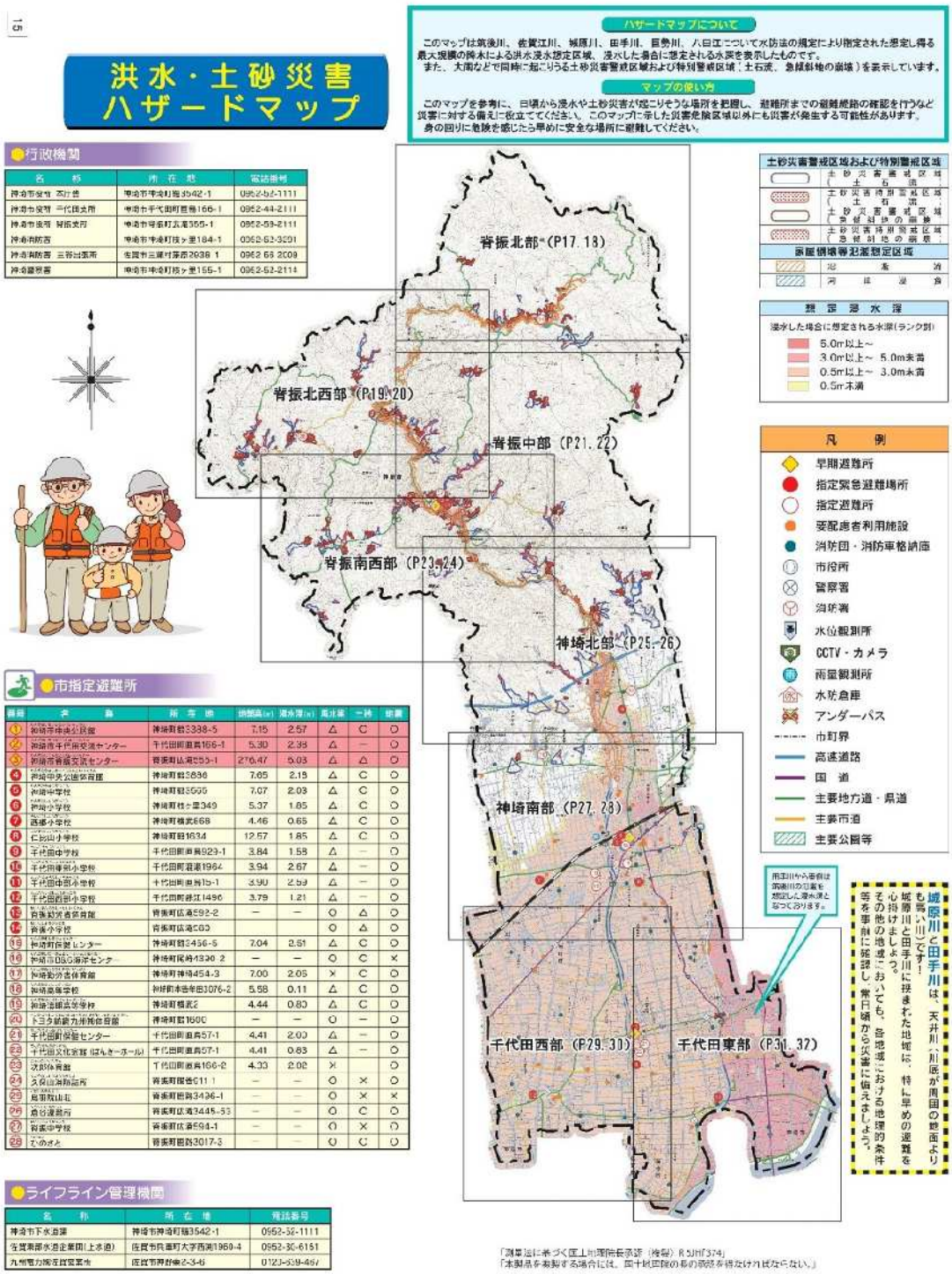

■ハザードマップ（令和 6 年度改定）：神埼市 HP より

⑧定住

住環境については、少子高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、市民のニーズは、単に住戸規模の拡大にとどまらず、住宅のバリアフリー化や快適で新しい住宅設備・環境共生への対応など、「過ごす」質の向上へと変化しています。このため、若者世代・子育て世代など、それぞれのライフステージに対応した住みやすい環境づくりがより一層求められています。

市営住宅については、令和 6 年度で公営住宅 294 戸、若者定住住宅 20 戸の合計 314 戸を保有しています。神埼市営住宅ストック活用計画を平成 30 年度に策定し、小津ヶ里団地は令和 5 年度に建て替えを行い、姉団地は現在建て替えを進めています。引き続き市営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、段差解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者に配慮した改修を進める必要があります。

空き家については、県下で 9 番目（令和 5 年住宅・土地統計調査）の空き家率となっております。今後も、「神埼市空き家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」や「神埼市空き家等対策計画」に基づき、空き家の適切な管理やその活用の促進等を図ることが必要です。

また、本市では、定住促進住宅取得補助金や若者応援家賃補助事業、三世代・新婚世帯同居等促進住宅リフォーム支援事業など、神埼市に移住や定住することを目的とした支援に取り組んでいます。

■かんざき生活（移住促進）：神埼市 HP より

（２）農村の多面的機能

農業は、食料を供給する役割のほか、生産活動を通して、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承など、多様な役割を果たしています。これらの多面的機能における農村の地域資源の利益は、広く市民全体に享受されています。

本市では、平成 27 年 4 月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、「神埼市多面的機能発揮促進計画」を策定し、農村の恵まれた地域資源を守るため、地域ぐるみの農業生産の維持や、農地及び農業用施設の保守管理等を図り、多面的機能の発揮を促進することとしています。

■多面的機能イメージ図　［資料：農林水産省］

市民アンケート調査によると、食料生産以外での農業・農村の多面的機能について、市民が神埼市に期待するものは、「自然環境保全」が 28.7%と最も多く、次いで「国土の保全と水源涵養」となっており、自然環境、水源山地や河川等の保全、流域治水等の防災への期待がうかがえます。

○アンケート調査

問 15. 食料生産以外で、以下のような農業・農村の多面的機能があります。あなたが神埼市に期待するものはどれですか（複数回答可）。

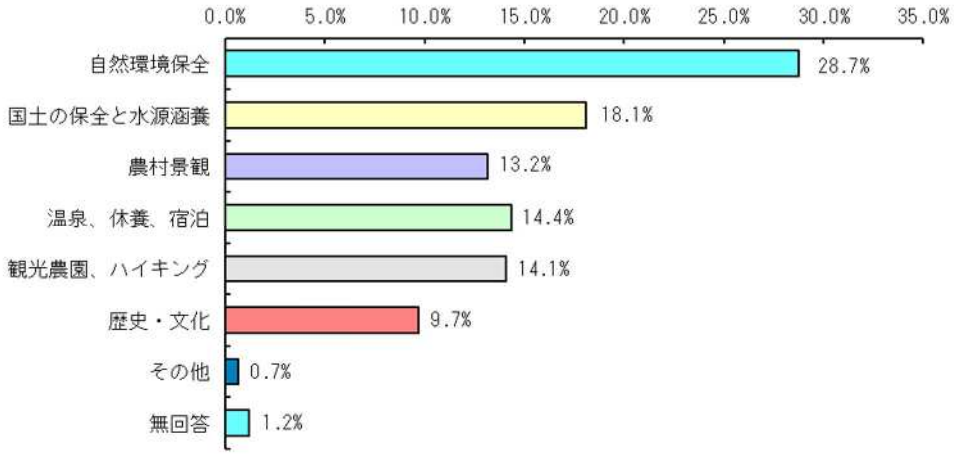

（３）都市との交流

①都市交流施設

都市（消費者）と農村（農家）の交流については、かんざき遊学館（神埼情報館）や高取山公園わんぱく館などでの地元農産物の直売を通じた、本市の魅力ある情報（歴史・文化・観光）を発信する場として活用しています。

これらの直売所では、地元農産物のいちご、アスパラガス、ピーマン、ホウレンソウ、しいたけや、それらの加工品、他にも、神埼そうめん、桑菱茶や菱ぼうろ等を販売しています。

地域で生産された農作物を地域で消費することで、地域の振興や食の安全・安心に貢献します。

■かんざき遊学館

■かんざき遊学館（店内）

■高取山公園 わんぱく館

■わんぱく館（店内）

■神埼市内直売所利用者数

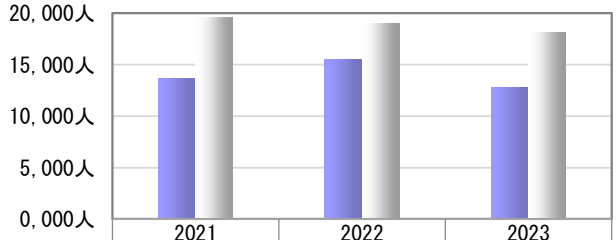

	2021	2022	2023
高取山公園わんぱく館	13,687	15,500	12,760
かんざき遊学館（神埼情報館）	19,569	19,005	18,111

［資料：佐賀県観光動態調査］

②交流活動

田植え体験、菱の実採り体験、イモ掘り体験などの農業体験活動の他にも、市内のイベント等において、都市（消費者）と農村（農家）の交流に取り組んでいます。

■6 月　田植え体験

■7 月　長崎街道かんざき宿場まつり

■8 月　城原川ハンギーまつり

■8 月　脊振わんぱくまつり

■11 月　国の名勝・九年庵秋の一般公開

■1 月　吉野ヶ里ロードレース in 神埼

市民アンケートによると、本市における農村理解のための都市（消費者）と農村（農家）の交流事業については、「情報発信(広報、チラシ、SNS)」が 26.7%と最も多く、次いで「市内の販売イベント」が 19.1%、「農家レストラン、古民家カフェ」が 14.7%、「市外の販売イベント」が 13.6%となっています。販売イベントの開催や市内外への情報発信が求められています。

〇アンケート調査

問 13. 神埼市の農村理解のために行っていくべきと考える都市（消費者）と農村（農家）の交流事業はどれですか（複数回答可）。

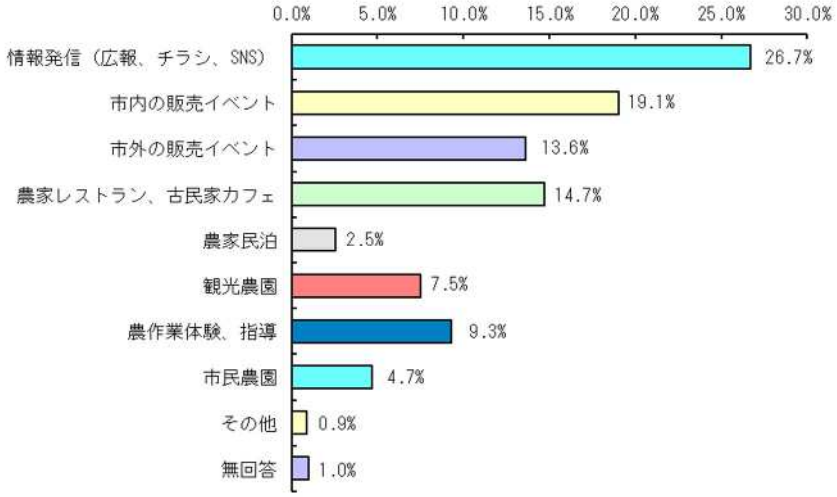

③農村情報発信

市民アンケートによると、神埼市民が都市（消費者）と農村（農家）の交流等に関する情報源としては「市広報」が 20.5%と最も多く、次いで「テレビ、ラジオ」が 19.3%となっており、市の広報活動の成果が見られます。今後は、特産品の PR やイベントの告知など、農業関連のさらなる情報発信が必要です。

〇アンケート調査

問 14. あなたが、都市（消費者）と農村（農家）の交流等に関する情報源としている媒体はどれですか。

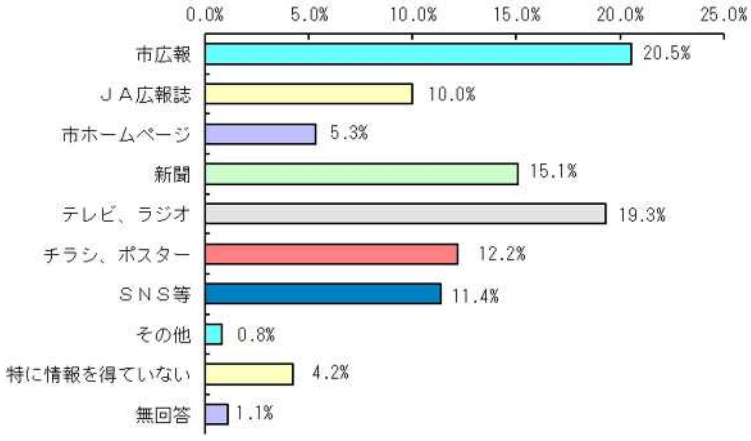

（４）農村と環境

本市では、有害鳥獣による農作物や農業用施設の被害を軽減するため、猟友会と連携し、定期的に駆除活動を行っています。

ドバトやカラス、カモなどの鳥類については、神埼市鳥獣被害防止対策協議会において年３期（1 期あたり 5 日程度）にわたり駆除を行っています。

イノシシやアライグマなどの獣類については、神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町で組織する広域駆除対策協議会において、年間を通して駆除を行っています。

■猟友会 有害鳥獣駆除

鳥獣被害については、年によって被害の増減はありますが、令和 5 年度の被害面積は 3.46ha で被害額は 348 万円と、前年度と比較すると被害は増加しています。イノシシによる水稲被害の軽減に向け広域連携を図りながら、猟友会等による捕獲や駆除、ワイヤーメッシュ柵などによる防護対策を行っています。

また、捕獲したイノシシについては、吉野ヶ里町脊振山系鳥獣処理加工センターにおいてジビエ加工を行っています。鳥獣肉を販売することで「脊振ジビエ」としてのブランドを広く周知し、地産地消はもとより中山間地域の活性化を図っています。

低脂肪・高タンパクな脊振ジビエは、かんざき遊学館や高取山公園わんぱく館、市内の直売所やスーパーマーケット、また、ふるさと納税返礼品としても販売されています。

■吉野ヶ里町脊振山系鳥獣処理加工センター（吉野ヶ里町松隈）

■脊振ジビエ（ロゴ）

■脊振ジビエ

■ふるさと納税（脊振ジビエ柚子胡椒詰め合わせ）

５．上位計画・関連計画

（１）食料・農業・農村基本計画（国）　（令和２年３月策定）

○食料の安定供給の確保

・新たな価値の創出による需要の開拓
・グローバルマーケットの戦略的な開拓
（農林水産物・食品の輸出額：5 兆円を目指す（2030））
・消費者と食・農とのつながりの深化
・食品の安全確保と消費者の信頼の確保
・食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
・ＴＰＰ等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

○農業の持続的な発展

・担い手の育成・確保
（法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進　等）
・多様な人材や主体の活躍
（中小・家族経営、農業支援サービス　等）
・農地集積・集約化と農地の確保
（人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働　等）
・農業経営の安定化
（収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進　等）
・農業生産基盤整備
（農業の成長産業化と国土強靭化に向けた基盤整備）
・需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
（品目別対策、農作業等安全対策の展開　等）
・農業生産・流通現場のイノベーションの促進
（スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進　等）
・環境政策の推進
（気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進　等）

○農村の振興

・地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
（複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環　等）
・中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
（ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策　等）
・農村を支える新たな動きや活力の創出
（地域運営組織、関係人口、半農半Ｘ等のライフスタイル　等）
・上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

（２）佐賀県「食」と「農」の振興計画　（令和５年８月策定）

「さがの食と農を盛んにする県民条例（平成 17 年 4 月施行)」に基づき、令和元年 8 月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2019」を策定し、農業・農村の振興を図ってきたところです。計画策定から 4 年を迎えが経過する中で、大きく変化している農業・農村を取り巻く情勢等に的確に対応していく必要があることから、現計画を見直し、新たに「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2023」を策定しました。

「さがの食と農を盛んにする県民条例」第 27 条に基づき知事が定める、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けしています。

Ⅰ　磨き、稼ぎ、つながる農業の確立

１ 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ

（１）佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり

（２）スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及

・ロボットやＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農業の推進

・省力化、低コスト化、収量・品質向上のための研究開発の推進

・開発した新品種・新技術の導入・普及

・知的財産保護に関する啓発活動の強化

（３）農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進

・農村ビジネスの推進による経営力の強化

・クリエイター等と連携した農村ビジネスの成功事例の創出

・農村ビジネス実践者の育成

（４）県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大

・国内外におけるブランド力の更なる向上

・国内の大都市圏等での販路拡大

・生産者の輸出意欲の向上と専門機関による輸出支援の強化

・輸出先国の拡大

（５）持続可能で安全、安心な農産物づくり

・農薬等の適正使用とＧＡＰの取り組み拡大

・環境保全型農業の取り組み推進

・堆肥利活用の推進

（６）多様な雇用人材の確保

・地域の潜在労働力の掘起こし

・農福連携の取り組み拡充

・地域や産地に応じた農業労働力確保の仕組みづくり

・働き方や雇用に対する農業者のスキルアップ

（７）地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進

・農地・農業水利施設の効率化に向けた取り組みの推進

・農業水利施設の管理体制の再構築

２　次世代の担い手の確保・育成

（１）　意欲のある新規就農者の確保

・幅広いルートからの意欲ある人材の確保

・新規就農者を確保・育成していくシステムの構築

（２）　経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進

・集落営農組織の法人化や協業経営方式への転換等による経営発展の推進

・高い経営力を持つ農業経営体の育成

・女性農業者の新たな学びや交流の場の創出による活躍推進

（３）　企業・法人の農業参入の推進

・企業や法人の農業参入・規模拡大に係る地域等の理解醸成

・企業や法人に対する農業参入・規模拡大の推進

・企業や法人のニーズに合わせた農地の確保

（４）　優良農地の確保・集約

・担い手への優良農地の集約や園芸団地の整備の推進

・地域の優良な農地の継承及び遊休農地の発生防止

Ⅱ　活力ある農村の実現

（１）　食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ

・佐賀の農業や農村のイメージアップに向けた情報発信やＰＲの推進

・食や農業・農村に関する理解醸成活動の推進

・県産農産物の地産地消の推進

・都市と農村の交流の推進

（２）　中山間地域農業対策の推進

・中山間地域の特色を生かした農業の展開による「所得向上」

・中山間地域の「農地」を維持する体制づくり

・中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」

（３）　有害鳥獣被害対策の推進

・地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進

・捕獲対策の担い手の確保・育成

（４）　快適で安全・安心な農村づくり

・農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理の推進

・農業水利施設の管理の省力化の推進

・農村地域における防災・減災対策の推進

計画期間

令和５年度～令和 14 年度

（３）第２次　神埼市総合計画後期基本計画　（令和５年３月策定）　※関連施策を抽出

基本理念１　“幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり

基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる

基本施策 ①-5　保健・健康づくり・食育の推進

●食を通した市民の健康づくりや食文化等を活かした地域活性化を促進します。

基本方針② 市民の日常生活を支える商業等の利便性を高める

基本施策 ②-1　身近な商業機能の強化

●地域の生鮮食品を販売するマルシェの開催や地域が経営する商店・商店街等との連携により、巡回スーパーマーケットや宅配の実施の検討など、賑わいの創出と買い物弱者対策のための各種事業を実施します。

基本施策 ②-2　地域公共交通の充実

●市民の日常生活に必要な地域公共交通の充実や確保維持、利便性向上に向けた取り組みを進め、最適な総合公共交通体系を確立します。

基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める

基本施策 ③-1　消防・防災機能の強化

●防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から市民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の計画的な推進を図ります。

基本方針④ “神埼市”で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる

基本施策 ④-2　移住・定住促進対策の充実

●移住・定住促進のための住宅取得支援の更なる充実と、若者や移住者への賃貸補助などの生活支援により神埼市で暮らし続けられる、暮らしたくなるような環境づくりを推進します。

●空き家・空き地、市営・民間住宅等の情報に加え、移住・定住の各種支援策の情報を広く発信します。

基本理念２　“幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり

基本方針⑤ まちの誇りを育む教育・学習の充実と歴史・文化を継承していく

基本施策 ⑤-1　学校教育の充実

●安全・安心な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心を育み、子ども達の健やかな成長に寄与します。

基本方針⑥ 豊かな自然を保護、活用する

基本施策 ⑥-3　自然環境・歴史的環境の保全・活用

●神埼市公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的な公園施設の修繕・整備を進めます。

●計画的に歴史的なまちなみ景観の保存・継承を図ります。

基本方針⑦地域資源を生かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める

基本施策⑦-1　観光振興策の充実

●旧古賀銀行神埼支店、神埼市長崎街道門前広場を中心とした、旧長崎街道神埼宿のまちなか観光の拠点づくりを推進します。

●市内の文化財の整備と利活用を推進します。

●王仁博士顕彰公園の利活用を図り、王仁博士に関する人・モノの交流を促進します。
●伊東玄朴の記念館整備を行い、市内外に向けた顕彰活動を展開します。
●神埼市の秋の風物詩である菱の実採りの体験会などを開催し、他の観光資源と合わせて魅力の向上を図ります。
●インバウンドを意識し、多言語の案内標識や表示、パンフレット等を作成し、訪日外国人の受け入れ環境の整備を図ります。
●吉野ヶ里歴史公園を核とした周辺自治体との連携による市内の観光ルート形成や、地域資源を活かした滞在型・通年型観光メニューの構築に取り組みます。
●おもてなし観光の気運を高めるため観光ガイドの育成を図ります。
●県事業と連携し、観光資源の磨き上げ等を進めます。
●高取山公園や仁比山公園周辺の自然環境を活かした観光拠点の整備を推進します。

基本施策 ⑦-2 まちの情報発信・シティセールスの強化
● 歴史・自然・観光・特産物などを本市の魅力として市内外へ情報発信し、誘客や移住等につなげます。

基本理念３　“幸せ”生み出す まちの働く場づくり
基本方針⑧　農業や地場産業を活かした、特徴ある産業を育成する

基本施策⑧-1　農林水産業の振興
●農業を取り巻く諸課題について、県や JA 等の関係機関と連携しながら農家や関係組織への支援を行います。また、農業後継者の確保・支援のほか、中山間地域農業の維持及び活性化策など、営農環境の向上や維持に向けた支援対策の継続、地域資源の発掘などの取り組みへの支援を行い、農業の魅力向上を図っていきます。
●ロボット技術や情報通信技術などのデジタル技術を積極的に導入したスマート農業を推進します。
●農村の地域資源（農地・水路・ため池・農道）が持つ多面的な機能の適切な保全管理を図るため、国・県・市が一体となって地区組織等を支援します。
●貸農園事業を行うことで、農地を持たない市民にも農作物を作る楽しみや収穫の喜びを味わう体験を提供します。
●農事組合法人や大規模農家などの育成及び農地集積の推進による作業の効率化・コスト削減に努め、経営体の農業経営安定化を図ります。
●新規就農者などの相談会や機械・施設導入の支援を行うことにより、農業後継者の確保につなげます。
●毎年実施される農地利用状況調査の結果により、遊休農地所有者に今後の耕作意向などを問う農地利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積及び農地中間管理機構事業との協議などに取り組みます。
●復旧困難な荒廃農地の非農地化を推進し、現況に合わせた適切な土地管理と地域における優良農地を維持・確保する「守るべき農地の明確化」に取り組みます。
●耕作放棄地などを活用した菱の栽培を推進し、農業所得の向上を図ります。

基本施策⑧-2　地場産業・伝統産業の振興
●伝統産業については、地域ブランドとしての育成を図り、新たな販路開拓等の支援を行います。

基本施策⑧-3　特産品開発、地産地消の推進
●現在商品化した「ひしぼうろ」、「桑菱茶」については、販路の拡大を図るとともに、 新たな菱や桑の商品の開発やあらゆる資源を活用した特産品の開発を進めます。

●特産品の開発において、西九州大学との連携を強化し、産学官一体となって「神埼ブランド」の創出を推進します。
●開発した特産品等は、道の駅や物産館等への出荷促進やふるさと納税の活用等により、安定的な販路を確保するとともに、地域の活性化や雇用の創出につなげます。
●地産地消に向け、安全な農産物の持続的な生産・供給体制の充実と、地元産農産物の消費拡大を進めるとともに、食育と農業の専門機関との連携による食農教育や健康づくりを推進します。

基本施策⑧-4　まちなか活性化

●「櫛田の市」などの地域イベントと「旧長崎街道神埼宿のまちあるき」との連携により、まちなかの活性化とふれあいの場を創出します。
●まちなかに魅力ある店舗・施設の整備を促進するため、空き家・空き店舗への移住支援、創業支援を推進します。
●櫛田宮、旧古賀銀行神埼支店、長崎街道門前広場等を中心とした旧長崎街道のまちなかの観光拠点づくりを進めるとともに、地域との協働によるイベント等の開催を通して、まちなかの活性化を図ります。

基本理念４　“幸せ”高める まちの基盤づくり
基本方針⑩計画的な都市基盤の整備を進める

基本施策⑩-1　道路整備

●本市を横断する国道 34 号及び国道 264 号、千代田地域から吉野ヶ里町を縦断する国道 385 号、その他一般県道、主要地方道について、補修・改良等の整備を推進します。
●国道及び県道に接続するアクセス道路の改良を行い、交通の円滑化を図ります。
●市道国営千代田西 1 号線の整備を含め、本市の一体的なまちづくりを進めるうえで重要な縦断幹線道路は、必要性と利便性等を考慮し、更なる交通機能の向上を図ります。
●市道の適切な維持管理や長寿命化対策を行います。
●市道における交通安全対策の強化・充実とユニバーサルデザインによる「やさしい道」を目指し、市民と協働した道路美化活動を推進します。

基本施策⑩-2　上・下水道整備

●下水施設の整備や長寿命化対策等を行い、長期的に安定した下水事業のサービス供給に取り組みます。
●市内の河川や水路の水質汚濁の防止や快適な生活環境の整備を図るため、公共下水道事業を推進し、費用対効果の検討を十分に行った上で、2025（令和 7）年度概成に向けて、公共下水道の整備を行います。

のきらめき」や「ひなたま 収品種への転換を、いちご さん」のブランド化を推進 納税の返礼品で主力商品 本計画において、食育推進 、地元食材の利用割合・学 食材利用割合・食品ロスに 合を向上	は 6 割以上 ●食育は規則正しく 3 食とる、栄養バランスが重要 ●今後のあり方では、地産地消と自給率の向上 ●将来も地域で食材を購入できるという考えが 4 割、将来の食材購入への不安が 6 割 ●地元農産物利用は 20 代が 2 割で年齢とともに上がり 60 歳以上が 6 割を超える	●食を通した市民の健康づくりや食文化等を活かした地域活性化を促進 ●地域の生鮮食品を販売するマルシェの開催や地域が経営する商店･商店街等との連携により、巡回スーパーマーケットや宅配の実施の検討など、賑わいの創出と買い物弱者対策のための各種事業を実施 ●安全･安心な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心を育み、子ども達の健やかな成長に寄与	産物･食品の輸出額：5 兆円を目指す 2030 ○消費者と食･農とのつながりの深化 ○食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ○食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 ○TPP 等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応	●地元農産物の消費拡大と持 的な生産、供給 ●神埼市食育基本計画に沿っ ①健康なからだ②豊かなこ ろ（郷土料理を知り食への 解）③元気な地域（安心安 な地元食材の利用による地 農業の活性化と食品ロスの 減）の取り組み ●地産地消の推進
業で、米、麦、大豆が中心 く、水田が多くを占める の 4.3%が農家、そのうち 基幹的農業者が 7 割 家数（特に兼業農家）が大き ると、担い手への農地集積 進んでいる ha 未満の農家が多いが、 うち 76 経営体で集団化 、5 割が米、2 割が野菜 額の多い順は、いちご、ね 、たまねぎ、ピーマン、ほ なす、レタス、キャベツ 運動を推進し、稼げる農業 いる け年間 6 回以上の就農相談 取り組みを推進	●今後の農業で重要なものは、担い手や後継者、現在の営農の維持、地域に合った作物づくり ●後継者確保の方法は収益向上になる農業、農業受委託、法人化による大規模農業による雇用 ●生産者と消費者の関わりは、地元農産物の購入が 6 割以上 ●維持発展するための生産･流通･販売の対策は、市内外の量販店に神埼産コーナーの設置が最も多く、次いで、地元農産物知名度アップ、メディアによる地元産の PR、地元産の加工品特産品の取り組み	●農業後継者確保、営農環境の向上や維持に向け支援対策の継続と農業の魅力向上 ●新規就農者などの相談会や機械･施設導入の支援による農業後継者の確保 ●農事組合法人や大規模農家などの育成と農地集積を推進し、作業の効率化･コスト削減による、経営体の農業経営安定化 ●遊休農地所有者意向調査により、遊休農地の発生防止･解消や担い手への農地集積及び農地中間管理機構事業との協議 ●荒廃農地の非農地化、地域における優良農地を維持･確保する「守るべき農地の明確化」に取り組み ●耕作放棄地活用の菱の栽培推進により農業所得向上 ●ロボットや情報通信などのデジタル技術を積極的に導入したスマート農業の推進 ●特産品の開発は西九州大学との連携で、産学官一体の「神埼ブランド」の創出 ●特産品は道の駅や物産館等への出荷、ふるさと納税の活用等による安定的販路確保で地域活性化や雇用創出	2.農業の持続的な発展 ○担い手の育成･確保：法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 等 ○多様な人材や主体の活躍：中小･家族経営、農業支援サービス 等 ○農地集積・集約化と農地の確保：人･農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働 等 ○農業経営の安定化：収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進 等 ○農業生産基盤整備：農業の成長産業化と国土強靭化に向けた基盤整備 ○需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通･加工構造の合理化：品目別対策、農作業等安全対策の展開 等 ○農業生産・流通現場のイノベーションの促進：スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進 等 ○環境政策の推進：気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進 等	●新規就農者や担い手への多 な支援 ●法人化や大規模化による経 安定化 ●スマート農業技術による効 化･自動化を活用した安定 性、収益性の確保 ●農地の有効活用と守るべき 地の明確化 ●遊休農地、荒廃農地対策と 良農地の保全を目指す土地 用 ●地域資源を活かした産学官 携の新たなブランド化と販 確保 ●気候、地形を活かした作物 くり ●緑の食料システムを目指し 環境保全、有機農業の推進
合タクシーにより交通手段 公園、神埼中央公園、日の ーク公園や農村公園が身近 普及率は 8 割以上 等対策計画や移住･定住促進 は、国指定 4 件、県指定 7 観光客。ほとんどが日帰り ヶ里歴史公園などの地域資 いる ザードマップを策定 揮促進計画への取り組み や神埼情報館による情報発 館、高取山わんぱく館の直 掘りなど農業体験活動を実 工・販売「脊振ジビエ」の	●生活環境づくりでは、災害防止、地域での買い物の便利さ、快適な環境（公園、広場、水辺、緑） ●多面的機能で行政に期待するのは、自然環境保全、国土の保全と水源涵養 ●排水路等の改修による災害防止、用水施設改修 ●都市との交流では、情報発信、市内の販売イベント、農家レストランと古民家カフェ ●交流の情報源は、市広報、テレビとラジオ（若い年代は SNS）	●農村の地域資源（農地･水路･ため池･農道）が持つ多面的な機能の適切な保全管理を図る地区組織支援 ●地域資源の発掘などの取り組みへの支援 ●中山間地域農業の維持及び活性化策 ●貸農園事業で、市民にも農作物を作る楽しみや収穫の喜びを味わう体験を提供 ●吉野ヶ里歴史公園を核とした観光ルート形成、地域資源を活かした滞在型･通年型観光メニューの構築 ●歴史･自然･観光･特産物などを市内外へ情報発信 ●国道及び県道に接続するアクセス道路の改良、交通の円滑化、重要な縦断幹線道路 ●市民の日常生活に必要な地域公共交通の充実や確保維持、利便性向上に向けた取り組み ●市内の河川や水路の水質汚濁の防止や快適な生活環境の整備を図る公共下水道事業推進 ●神埼市公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的な公園施設の修繕･整備 ●移住･定住促進のための住宅取得支援充実と、若者や移住者への賃貸補助などの生活支援により神埼市で暮らしたくなるような環境づくり ●空き家･空き地、市営･民間住宅等の情報、移住･定住の各種支援策の情報発信 ●防災重点農業用ため池に係る防災工事等の計画的な推進	3.農村の振興 ○地域資源を活用した所得と雇用機会の確保：複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 等 ○中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備：ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策 等 ○農村を支える新たな動きや活力の創出：地域運営組織、関係人口、半農半Ｘ等のライフスタイル等 ○上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり 〇新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応 〇東日本大震災からの復旧復興と大規模自然災害への対応	●農地維持と多面的機能発揮 ●地域資源を活かした農業と 光の連携及び都市との交流 ●市民の農業体験、祭り、イ ントをとおした地域農業と 交流と農業への理解 ●都市との交流拠点、情報発 としての古民家カフェや農 レストランの拡充や直売所 活性化 ●農業に関する情報発信の仕 みづくり ●市民や市外からの観光客へ 多様なメディアを用いた PR ●災害防止など安心安全で住 やすい地域づくり ●農村地域の下水道、排水路 道路 ●交通、公園、買い物など生 環境の向上 ●移住、定住環境の確保 ●有害鳥獣対策

第３章

将　来　像

第３章　将来像

１．基本理念

本市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足、荒廃農地の増加や世界情勢の急激な変化、物価高騰、気候変動の影響等により、様々な課題に直面しています。

こうした状況下において、本市の基幹産業である農業が、将来にわたり発展し、農家が安心して農業を続けていくためには、集落営農組織や農業法人、大規模経営の担い手等を核とした安定した生産を推進していくことが重要であるため、下記のとおり食料安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興を重点項目に掲げ、神埼市食料・農業・農村基本計画を策定します。

①食料の安定供給の確保

食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され供給されることにより、地域で生産される農産物の流通及び消費が促進され、食の重要性に対する理解を深める必要があります。

②農業の持続的な発展

農業は、優良な農地と農業用水等の農業資源並びに農業の後継者及び多様な担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた収益性の高い稼げる農業が営まれ、かつ自然環境と調和した持続的な発展を図る必要があります。

③農村の振興

農村は、食料の生産のみならず市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有していることから、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間を整備し、保全していく必要があります。

２．望ましい食料・農業・農村像

神埼市は「食と農」のまちです。基幹産業である農業が持続的に発展し、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮され、都市に近い利便性を活かしながら、豊かで住み良い地域社会の実現や「農」を中心とした地域の振興を目的とした将来像の実現を目指します。

［将来像］

［幸せつくる　ふるさとの食と農の恵みを　未来へつなごう］

～癒しともてなしの里　神埼～

３．基本方向

①食料の安定供給の確保（豊かで安心な食づくり）

農家が安全で安心な食料を持続的に生産し、消費者に安定した供給を行うことにより、健全で豊かな食に対する理解を深めます。また、食育を通して、地域で生産された食の品質や安全性への理解を深めることで、市民が健康で豊かな食生活ができる食料の生産を目指します。

②農業の持続的な発展（魅力的な稼げる農業の確立）

持続的かつ多様な担い手の確保・育成や、農地の集約化と生産性の高い効率的な農業経営の実現のためのスマート農業技術の導入、また、高度な技術に対応できる生産基盤の整備により優良な農地を確保することで、需要に対応した収益性の高い活力ある農業経営を確立するとともに、自然環境と調和した農業の持続的な発展を目指します。

③農村の振興（活力ある安心・安全な農村地域の実現）

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮及び、地域資源を活かした農村地域の振興・活性化を図るため、観光や 6 次産業化などの分野での新しいビジネスモデルの構築や、都市（消費者）と農村（農家）の交流の促進を図るための取り組みを推進します。また、農村の快適な生活環境の改善を行い、美しい自然と調和した住みやすいむらづくりを目指します。

第４章

基本目標と施策の体系

幸せつくる ふるさとの食と農の恵みを 未来へつなごう

1 食料の安定供給の確保 豊かで安心な食づくり	（1）食の安全・安心の取り組み	①食料の安全確保 ②食料の安定供給	
	（2）食の流通・消費の推進	①消費者が求める農産物の拡大 ②地場産農産物の利用推進	
	（3）食育の推進	①食育推進計画の推進 ②地域伝統料理の継承 ③食品ロス削減の推進	
2 農業の持続的な発展 魅力的な稼げる農業の確立	（1）多様な担い手の育成・確保と法人化の推進	①認定農業者の育成 ②新規就農者の確保・育成 ③農業経営の法人化 ④女性が能力を発揮できる環境づくり	
	（2）スマート農業活用による効率的な農業経営の確保	①収益性の高い農業経営 ②効率化・省力化・大規模化を目指す農業経営	
	（3）農業生産基盤の整備と優良農地の確保	①地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全 ②耕作放棄地の発生防止と解消 ③担い手への農地集積・集約 ④防災・減災対策	
	（4）需要に対応した農業生産・流通・加工	①基幹農業部門の強化 ②農産物ブランド化の育成 ③農産物の新たな販路拡大	
	（5）気候変動への対応と自然循環型機能の維持	①地球温暖化防止対策と適応策の推進 ②環境保全型農業の推進	
3 農村の振興 活力ある安心・安全な農村地域の実	（1）農地の維持と多面的機能の発揮	①中山間地域の振興 ②農村の多面的機能の発揮	
	（2）地域資源を活かした都市と農村の交流	①都市と農村の交流促進 ②観光と連携した食と農業・農村づくり ③消費者への情報提供	
	（3）住みやすい環境の創出	①生活環境の整備推進	

a. 地場産農産物に関す
b. 地元食材利用の割合
c. 学校給食での県産食
d. 新たな担い手の確保
e. 就農相談会実施回数
f. 農業法人数
g. スマート農業等効率に向けた支援件数
h. 担い手への農地集積
i. 田んぼダム（防災）
j. 神埼市の農業産出額
k. 有機農業の取組件数
l. 日本型直接支払制度交付対象農用地面積
m. 農産物や地域資源の

1 食料の安定供給の確保

～豊かで安心な食づくり～

（１）食の安全・安心の取り組み

◆現状と課題

現在、我が国では、世界的な紛争などによる食糧不足や食料品等の価格高騰が問題となっており、また、高齢化や地元小売業の廃業等により、食品等の買い物が困難になっている人が増加するなど、「食品アクセス問題」が社会的な課題となっています。

市民アンケート調査においても、地域の店での将来の農産物購入に不安があるとの意見が過半数を占めているため、将来に向け、市民の安心な食品アクセス確保が必要と考えられております。

一方、輸入食品等の残留農薬問題や食品の偽装表示等による「食と農」の安全に対する不安の高まりから、国産・地元産農産物に対する消費者の意識が高まっています。

市民アンケート調査においても、農産物購入時に、鮮度や安心・安全を重視していることが伺えます。

このため、食の安全・安心の取り組みを推進するうえでは、食品の安全性や、市民の食に対する信頼を確保したうえで、農産物の安定的な生産により、提供することが重要になっています。

◆取組方針

① 食料の安全確保

○ 環境負荷が少なく持続性の高い環境保全型農業や、みどりチェックによる農薬使用等の農産物の安全管理等の取り組みの推進により、生産者と消費者の情報共有による相互理解や信頼を確保するとともに、生産者の顔が見える地元農産物への消費者の安心感を高め、「神埼産」農産物の安心・安全を確保します。

※ 環境保全型農業：土づくりを基本として、化学肥料と化学合成農薬の使用を低減する農業（有機栽培や特別栽培等）。

②食料の安定供給

○市民が地元農産物を購入しやすいように、市報、ホームページ、SNS 等の多様な情報発信媒体を活用し、農産物情報の提供を行います。

○農産物の購入など、地域での日常の買い物における交通の不便を解消するため、交通手段の充実、注文配達や移動販売の確保について、関係機関と連携し検討していきます。

（２）食の流通・消費の推進

◆現状と課題

世界人口増加に伴う食料需要の増大や、戦争による食料価格の高騰、自然災害や働き方改革等による流通網の混乱など、国内外の状況が急速に変化しており、地方でも地産地消による食料の確保は重要な課題となっています。

我が国の食料自給率はカロリーベースで 40%を下回っていますが、神埼市は 220%と全国でも高い水準となっています。

かんざき遊学館や高取山公園わんぱく館などの市内の農産物直売所では、米、いちご、ピーマンのほか、そうめんなどの加工品も販売されており、また、学校給食への地元農産物の利用が行われています。

市民アンケート調査では、農産物の購入先については、市内外のスーパーマーケット等の量販店が 6 割と圧倒的に多い結果となっています。

一方で、農産物を直売所で購入する理由については、「新鮮・品質の良さ」と「安心・安全」、「価格」が主な理由となっています。また、「消費者と生産者の関わりは地元農産物の購入」が最も多い傾向にあります。

今後、自給率の維持及び向上に向けて、消費者が身近な地域で手軽に地元農産物を手に入れられるよう、食の安心・安全を提供できる流通・消費の体制づくりを強化することが必要です。

◆取組方針

①消費者が求める農産物の拡大

○市内直売所や市内外のイベント等を通じて、地元農産物の PR に努め、地元の農業者と消費者の連携による食料自給率の向上を目指します。

○市報や市のホームページ等を活用し、「地元ブランド」や「地元の旬の食材」、「地元の食材を使ったレシピ」等の情報発信や市民が地元の食材を食べられる機会を増やすなど、地元農産物の良さを知ってもらうための取り組みを推進します。

②地場産農産物の利用推進

○学校・保育所等の給食に活用する地場産農産物の割合を高めるため、地域農業と農産物の理解等意識の向上に努めるほか、地域内の利用拡大を推進します。

○農産物直売所以外での身近な場所でも地産食材を購入できるよう、市内のスーパーマーケット等への地場産直売コーナーの充実に向けた取り組みを推進します。

○市民が日常的に消費する米や野菜等の安定供給については、加工業者や流通業者、生産者との情報共有等の連携強化に努めるとともに、米や野菜等の契約栽培の拡大を進め、産地育成や地元産業の活性化を図ります。

（３）食育の推進

◆現状と課題

本市は、平成 21 年 3 月に「神埼市食育推進計画」を、令和 2 年 3 月には「第 3 次神埼市食育推進基本計画」の策定を行い、関係団体との連携・協働を強化するなど、食育の実践に向けた取り組みを推進しています。

市民アンケート調査では、食育について、「規則正しく 3 食をとる」が最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」、「食べ物への感謝」となっており、8 割以上の市民が食べ残しや食材の廃棄を減らす取り組みを行っており、健康志向や環境配慮のニーズが高まっています。

高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等より食生活も変化しており、食育に求められる役割もますます重要となってきていることから、市民が食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に取り組むことができる食育を推進することが重要であると考えられます。

◆取組方針

①食育推進計画の推進

○第 3 次「神埼市食育推進基本計画」に基づき、市民や子どもたちが「食と農」への理解を深め、健康で豊かな食生活を実践できる日本型食生活を推進します。

○地域や学校において、田植えや収穫体験等の農業体験により、農作物を育てる喜びや楽しさを伝えるための取り組みを推進します。

○安心・安全な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心を育み、子供たちの健やかな成長に寄与します。

○家庭での「食で育むからだとこころ」を普及させ、食を通した市民の健康づくりや食文化を活かした地域活性化を推進します。

■ふるさと先生による田植え体験

②地域伝統料理の継承

○地域や学校において、地元食材を使用した郷土料理の調理体験などの機会を設けることで、地域の食文化を理解し、地域の伝統料理等を受け継いでいきます。

○神埼市産の農産物等を積極的に取り入れた料理の調理方法など、関係機関と連携し、幅広い情報発信に努めます。

■かんざきそうめん

③食品ロス削減の推進

○「SDGs」※を踏まえ、市民、食品事業者へ向け、食べ物を無駄にしない等の食品ロスに関する各種情報を積極的に提供し、普及啓発に努めます。

※　SDGs：「持続可能な開発目標」2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定。

■SDGs「持続可能な開発目標」

［資料：国連広報センター］

2 農業の持続的な発展

～魅力的な稼げる農業の確立～

（１）多様な担い手の育成・確保と法人化の推進

◆現状と課題

本市の農業従事者は、全国的な傾向と同様に、高齢化や後継者不足等の影響により年々減少しています。特に 60 歳以上が 7 割を超える農業従事者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっています。

令和 2 年度においては、農業の経営体 433 のうち、個人経営体が 357、団体経営体が 76 となっており、団体経営体のうち法人化している経営体は 26 となっています。また、農家数については、499 戸となっています。

認定農業者は 142 名となっていますが、法人化や高齢化等により、認定農業者の維持が課題となっています。市民アンケート調査によると、本市農業の今後のあり方で重要なことについては、「担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成」が最も多く、また、農業の担い手や後継者確保の方法について重要なことについては、「収益向上につながる農業を進める」が最も多く、次いで「農作業の受託組織や農業生産法人等の大規模農業により雇用を進める」となっており、スマート農業技術等を活用し、農業収益の向上を図るとともに農業者の確保に向けた施策強化の必要性がみられます。

新規就農者確保に向けた取り組みについては、現在「ピーマンチャレンジングファーム」や「いちごトレーニングファーム」などによる研修を行っています。今後は、新規就農者や意欲ある多様な農業者が中心となり、将来にわたって安定した農業経営を持続することが重要となるため、市や関係機関と連携した支援が必要です。

■就農支援：神埼市 HP より

◆取組方針

① 認定農業者の育成

○地域農業を担う中核的な農業者の確保・育成を行うため、認定農業者や認定新規就農者及び農業法人や営農組合等を対象に、経営診断の実施、先進的技術導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示・指導・研修等について支援していきます。

○経営展開を目指す中核的な経営体に農地を集約するため、「地域計画※」を活用し、関係機関と連携を図る取り組みを進めます。また、担い手への農地集約については、営農や水管理が可能な規模等に留意します。

※　地域計画：従来、市が地域での話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきたが、国の基盤法等改正法（令和５年４月施行）により「地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画」を定めるもの。農業委員会の作成による「目標地図」が基本になる。

② 新規就農者の確保・育成

○市内外からの就農希望者向けの就農支援制度、技能習得研修、空き農地確保等の支援情報の発信について、JA、東部農林事務所、三神農業振興センター、農業委員会等の関係機関と連携しながら相談窓口の充実を図ります。

○関係機関との連携により、就農前の研修プログラムの実施、就農後の営農定着に向けた農業技術や経営管理についての指導や相談等、継続した支援体制を確立します。

○本市の農業を担うべき後継者等の若年農業者団体への活動支援を行います。また、リタイア農業者の農地や経営資源について、後継者への経営継承を支援します。

○農地を持たない新規就農者やトレーニングファーム等（ピーマンチャレンジファーム、いちごトレーニングファーム）の研修生の就農を支援するため、一定のまとまりのある園芸施設用の農地の確保について、園芸団地の整備を進め、産地の拡大を図るとともに、新規就農者の移住や定住を促進します。

○異業種間の取り組みや半農半Ｘ、短期・短時間の就業先として、農業に興味のある都市住民を受け入れ、生産者の労働者確保等の取り組みを推進します。

○市外からの新規就農者への移住・定住化促進に向け、ハード、ソフト面の環境整備を進めます。

③ 農業経営の法人化

○先進的な農業者や関係機関と連携しながら、オペレーターの育成、受委託を促進し、地域の実情に合った生産組織等の設立に向けた取り組みを推進します。また、法人化のノウハウ等の普及啓発を展開し、農業経営の法人化を進めます。

○農業生産の労働力確保については、関係機関と連携しながら、短期の季節労働力活用から周年労働力を活用できる受け皿づくりを目指します。

○農業を生業として働きたい方向けの求人ウェブサイト（JA アグリ人材バンク等）による迅速・多様な人材確保等の雇用情報の収集や発信の仕組みを活用することや、シルバー人材、派遣労働者、外国人等多様な人材の確保と雇用ができる仕組みづくりを支援します。

④女性が能力を発揮できる環境づくり

○家族経営協定の締結等により、女性農業者の経営参画への促進及び農業委員や地域農業をリードできる女性農業者の登用を進めます。
○女性農業者に対して、関係機関と連携し、研修会等を開催するとともに、国の「農業女子プロジェクト」等における神埼市で活躍する女性や全国の情報交換の場づくりや女性の視点を活かした農業経営の発展を支援します。
○女性の就業、起業推進等において働きやすい環境の整備を支援します。
○女性農業者の農業機械操作等の技術取得を支援します。

地域計画の策定に向けた話合いを
主導する女性農業委員

店舗運営を改善する女性農協理事

■女性参画　イメージ：農林水産省 HP より

（2）スマート農業活用による効率的な農業経営の確保

◆現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足などより農業人口が減少する中、持続的な担い手の確保による魅力ある持続可能な稼げる農業を実現するためには、スマート農業技術等を活用した新たな生産方式を取り入れた効率的な農業経営を確保が必要となっています。本市では、担い手不足の社会問題を解決するため、令和 5 年度に集落営農法人等を対象として「神埼市スマート農業推進事業」により、農業用ドローンやリモコン草刈機等のスマート農業機械の導入支援を行ったところでありますが、今後、更なる推進を図るため、地域の実態に適したスマート農業の導入による収益向上・効率的な農業経営を積極的に推進する必要があります。

◆取組方針

①収益性の高い農業経営

○土地利用型農業として、米の主産地であり、麦、大豆の転換作物の取り組みも多いため、今後、経営規模拡大による収益性の高い経営を目指す農業者に対して、畑作等の水田の汎用化※の推進等、農地の有効利用及び生産設備の充実、技術の支援により、さらなる競争力の強化を図り、農業経営の安定化を目指します。

※ 水田の汎用化：通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物や野菜を栽培できるよう、水田に排水路や暗渠を整備して水はけを良くすること。

②効率化・省力化・大規模化を目指す農業経営

○農業所得の向上と経営安定を目指し、「神埼市スマート農業推進事業」により、スマート農業※の導入を推進します。ICT（生産施設の環境制御等の情報通信技術）や IoT（自動制御、遠隔操作）、AI（人工知能）等の技術を活用した省力化・高品質化・高収益化に資するスマート農業の導入と利活用を進めます。

○生産流通現場の人手不足の解消や生産性向上のためのドローンや無人ロボットトラクター等のスマート農業機械を活用し、作業代行やシェアリング・リース等、「次世代型の農業支援サービス」の定着を推進します。また、先進技術を活用したハウス等の生産施設と水田・畑の水管理システムの活用支援を進めます。

※ スマート農業：ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用する農業のこと。ドローンやロボット農機の活用による作業の省力化・自動化や、データの活用により農産物の品質や生産者の向上が期待される。

■スマート農業イメージ

■令和 5 年度 神埼市スマート農業推進事業（農業用ドローン、リモコン草刈機）
：写真　農水省の HP より

■(有)アグリベースにいやまの実証実験：農研機構の HP より

（３）農業生産基盤の整備と優良農地の確保

◆現状と課題

神埼町、千代田町の大半の農地は、ほ場整備事業の面工事が完了し、大型機械の導入により生産活動の合理化が図られていますが、基盤整備から長期間経過した地区もあり、今後は地域のニーズに応じた道路、クリーク、用排水路等の維持・改善が課題です。ため池は、防災面での安全性が求められます。水田を中心とした優良農地が多いことから耕地利用率は高く、耕作放棄地は比較的少ない状況ですが、農業生産基盤においては、農業のスマート農業活用よる大規模化に対応した整備が今後の課題です。

また、市民アンケート調査によると、農業従事者は基盤整備の希望は、「農村地域の排水路等を改修・整備し、農地、宅地等の災害や湛水等の被害を防止する」が最も多く、次いで「用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する」で、水路の改修・整備の希望が多く、地区に応じた生産基盤整備が必要です。

脊振町は中山間地域であり、農地面積は狭く点在しているため、ほ場整備率が低い状況です。今後は地域の状況に応じて土地利用の高度化・近代化を目指した基盤整備を進める必要があります。

◆取組方針

①地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全

○農地の計画的で秩序ある土地利用を図るため、神埼市農業振興地域整備計画等に従い、農地の有効利用や土地利用の適正化に取り組み、優良農地を確保します。

○農地の集積と農作業の効率化を進めるため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、スマート農業等に対応した大区画ほ場整備及び地域のニーズに応じた畦畔、用水路、排水路、暗渠排水、農道等の整備・改修等を推進します。

農地の大区画化による集積・集約

■大区画化農地：農林水産省 HP より

②耕作放棄地の発生防止と解消

○本市の耕作放棄地は少ないものの、将来を見据えて、基盤整備や農地集約等による農地の有効利用を図るとともに、農業委員会の農地パトロールを踏まえ、復旧困難な荒廃農地の非農地化を行い、傾斜地に適した作物の導入、樹木の苗木生産など、農地以外への活用を進めることにより、遊休農地や耕作放棄地の減少を図ります。

③担い手への農地集積・集約

○意欲ある大規模な農家や生産法人へ優良農地の流動化等による農地の集積・集約化を進めるために、効率的な生産体制の構築、農地の高度利用や農作業の効率化を推進します。

○農地中間管理機構の取り組みを進めるとともに、地域計画（目標地図）に沿った担い手への集積・集約を進めます。

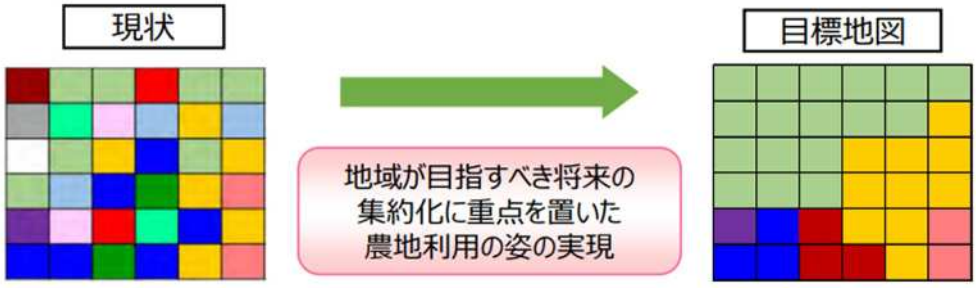

■地域計画（目標地図）のイメージ：農林水産省 HP より

④防災・減災対策

○「国土強靭化」の観点から農業水利施設の長寿命化・耐震化とため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進します。

○防災重点農業用ため池の決壊による水害等から市民を守るため、防災時の計画的な推進を図ります。

　また、農地、宅地等の災害や湛水等の被害を防止するため、農村地域の排水路等を改修・整備します。

○防災・減災意識の向上のために、ため池等ハザードマップの周知を徹底します。

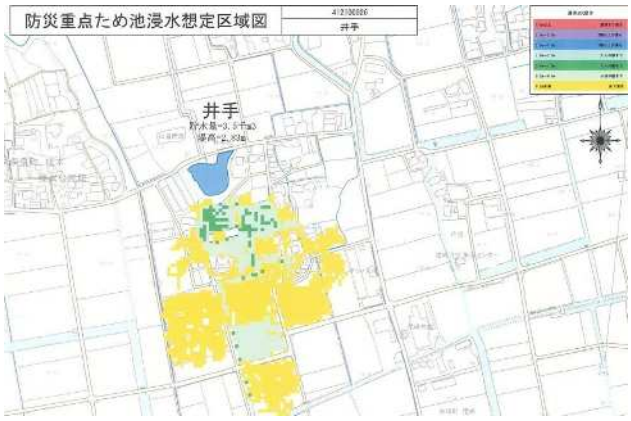

■神埼市ハザードマップ：神埼市 HP より

（４）需要に対応した農業生産・流通・加工

◆現状と課題

本市における広大で肥沃な農地における土地利用型農業では、主食用米と二毛作の麦、転作作物の大豆を基本とし、野菜では、いちご、アスパラガス、小ねぎ、なす等の栽培が盛んで、畜産では主に酪農に取り組んでいます。

さが園芸 888 運動を推進しており、いちご、アスパラガス、ピーマンなどをはじめとする園芸農業の振興に取り組んでいます。

また、生産の組織化等により収益性の高い生産体制確立に取り組んでおり、農業経営の安定・発展を図るため、土地利用型農業に施設園芸を組み合わせた複合経営を中心に多様な農業経営を展開しています。

しかしながら、農業後継者不足や担い手の高齢化が進んでおり、農地の受け皿となる集落営農組織の安定した運営に向けて、法人化を推進し、組織の発展・強化に取り組む必要があります。

今後は、集落営農組織や法人、大規模担い手を核として、米、麦、大豆の安定した生産計画の検討、作業の効率化及び生産費の低コスト化体制の確立、新たな担い手の育成・強化等による生産性の高い土地利用型農業の展開、高収益作物の拡大等による水田の高度利用の推進により、地域農業の振興を図る必要があります。また、アンケート調査によると、生産・流通・販売において「市内・市外のスーパー等の量販店に神埼産コーナーを積極的に設ける」との意見が多く、生産から販売までの更なる連携が必要です。

■さが園芸 888 運動ロゴ

◆取組方針

①基幹農業部門の強化

○佐賀県及び JA 等、関係機関と連携し、米、大豆、麦、野菜、畜産等の既存農作物の生産確保と優良品種導入による産地間競争力の強化に努めます。

○平坦地域や中山間地域等の生産条件に適応した新たな品目の導入の検討を関係機関と連携して進めます。

○ICT 等先進技術を導入した生産施設や高性能機械を導入した営農により、品質や収益性が高く、安定的な農業経営を目指します。

○米、麦、大豆等の水田の土地利用型農業において、集落営農や法人経営により経営安定と持続的な地域農業の発展を目指します。

○「神埼市水田収益化強化ビジョン」を基本とした品目別対策は下記のとおりです。

米においては“おいしい米づくり”を目指し、収量・品質の向上を目指した栽培指導を徹底するとともに、需要に応じた生産を基本に計画的な生産体制の確立を図り、魅力のある“売れる米づくり”を推進します。

麦については、水稲と二毛作作物として重要で、生産性・収益性の向上のため、土地基盤の整備、期間借地等による生産集積及び効率的な農業機械・施設の整備により、拡大を推進し、計画的生産、産地銘柄の確立を図ることで、実需者ニーズに即した“売れる麦づくり”の展開を目指します。

大豆については、転作の基幹作物として、集落単位でのブロックローテーション等により低コスト化や生産安定を図っており、計画的に拡大を目指します。

野菜については、肥沃な土壌条件や冬温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、いちご、アスパラガス、小ねぎ、なす、ほうれんそう、ピーマンを中心とした施設園芸や、ブロッコリー、たまねぎを中心とした露地野菜等の産地を形成しており、今後の農業経営発展を図る中で野菜の占める役割は大きいものがあります。新規就農や規模拡大を積極的に支援するとともに、収量の増加と低コスト栽培に努め、高収益作物として、高品質生産体制の確立を図ります。

※ ブロックローテーション：水田の合理的利用として、転換畑を 2～4ha 程度の作業単位や水系単位にまとめ、それら団地ごとに水稲と麦類・大豆との輪換を行うことで生産性を向上させる方式。

■整備された水田：神埼市 HP より

②農産物ブランド化の育成

○安定した品質を目指し、産地交付金による麦二毛作助成、園芸作物助成、菱作物助成、麦わら有効活用等により、品質・生産量ともに需要者のニーズに対応できる安定した生産体制を確立します。また、野菜の産地化を推進します。

○本市には神埼そうめん、菱ぼうろ、桑菱茶、いちごようかん等の特産品があり、西九州大学と連携し産学官一体なって、引き続き、神埼ブランドの創出や 6 次産業化※を進め、神埼市や九州の気候風土・季節による特産品の栽培や、付加価値をつけた加工品の開発支援を推進します。

③農産物の新たな販路拡大

○市内・市外のスーパー等において、神埼産コーナーの充実を図ります。

○農産物の認知度を高めるため、関係機関と連携し、SNS 等を活用した消費者への情報発信により販売の強化を図ります。

○大都市等直売所以外の大きな市場の確保を目指し、県、神埼市商工会、JA 等と連携して農林水産物の PR および認知度の向上を図り、地元農産物の販売を促進します。

○外食事業者、消費者ニーズを捉え、付加価値の高い 6 次産業化商品の開発を促進します。

ひしぼうろ

桑菱茶

■神埼市の特産品：神埼市 HP より

※ 6 次産業化：農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

（５）気候変動への対応と自然循環型機能の維持

◆現状と課題

国の「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、令和４年７月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行され、全国各地で環境負荷の低減を図る取り組みが始まりました。

また、国は農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策等を推進しつつ、温室効果ガス排出削減目標の確実な達成に向けた取り組みの強化を図るため、「農林水産省地球温暖化対策計画」を策定し温室効果ガス排出削減を推進しています。

今後は、有機農業や環境負荷低減をはじめとするSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを進め、環境に配慮した持続可能な農業生産を推進する必要があります。

◆取組方針

①地球温暖化防止対策と適応策の推進

○地球温暖化対策として、神埼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に従い、2050年の脱炭素社会を目指し、施設園芸の省エネ化や農業における再生可能エネルギーの活用等の取り組みを検討します。そのため、農業、畜産業における温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組みを推進します。

○適応策については、佐賀県では温暖化に対応した「さがびより、にこまる」等の米の品種が改良されており、そのほかの農作物においても関係機関と連携し、温暖化に強い農作物の導入や普及について推進します。

②環境保全型農業の推進

○SDGs推進に向け、減農薬、減化学肥料等により環境負荷の軽減に配慮した、持続的な環境保全型農業を進めるため、国の環境保全型農業直接支払交付金※事業の推進を図ります。

○廃棄処分される農産物、家畜排泄物等のバイオマス資源等を有効に利用して、耕畜連携による土づくりを推進します。

○化学肥料価格高騰の現在、化学合成農薬や化学肥料を使用しない有機農業の農地拡大や団地化に向けた取り組みによる自然循環型農業を推進し、特に子どもたちの将来の安全な食料供給に向けて取り組みます。

○農業用廃プラスチック等の適正な回収や生分解性マルチの利用拡大を促進します。

※　環境保全型農業直接支払交付金：化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取り組みに対して支援を行う制度。

3 農村の振興

～活力ある安心・安全な農村地域の実現～

（１）農地の維持と多面的機能の発揮

◆現状と課題

本市の北部山地では、脊振山の森林を中心に、緑豊かな自然環境に恵まれており、また、南部平坦地では、城原川、田手川流域の佐賀平野において、肥沃な土壌を生かした水田地帯を形成しています。

市民アンケート調査では、神埼市の農業維持に向けた取り組みの中で消費者と生産者の関わる方法については、「地元農産物の購入」が圧倒的に多く、次いで「農業体験、イベント等交流」です。また、農村の多面的機能※で期待するのは「自然環境保全」が28.7%と最も多く、次いで「国土の保全と水源涵養」となっており、神埼市の恵まれた自然環境の保全とともに、「食と農」を活かした新たな価値の創出への期待が高くなっています。

令和 6 年度現在で、「多面的機能支払交付金」※は 41 活動組織、2,574ha を対象に、「中山間地域等直接支払制度」※は 23 集落協定、258ha を対象に取り組んでいます。

農業従事者の高齢化と農村の過疎化が進行している中、営農の継続性を図り、農村の多面的機能を維持していくことが重要になっています。

※ 多面的機能：農業・農村は、米や野菜等の生産の場のほか、都市住民を含めて国民全体に多様なめぐみをもたらしており、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は心を和ませる等大きな役割を果たす。

※ 多面的機能支払交付金：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動（水路の泥上げや農道の路面維持）に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する制度。

※ 中山間地域等直接支払制度：傾斜等の農業生産条件が不利な地域において、5 年以上農業を続けることを約束した地域住民と農業者で組織する団体に対して、交付金を交付する制度。

◆取組方針

①中山間地域の振興

○過疎化や高齢化が進んでいる中山間地域において、今後も安定的に農業生産活動を維持していくために、中山間地域等直接支払制度の活用を継続して推進します。

○中山間地域の自然環境や地形を活かした農作物の生産を維持するために、現場のニーズに対応した技術の導入や生産基盤整備を支援します。

○農業と林業との連携を図り、中山間地域の資源利活用を検討します。

②農村の多面的機能の発揮

○国土の保全や水源涵養、文化の継承等、農村が持つ多面的機能を発揮するとともに、広く市民にその意義を啓発していきます。

○農地の管理や畦畔の草刈り、水路の泥上げ等、多面的機能支払交付金を活用しながら、美しい農村景観を保全及び組織の維持を図ります。

○農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境づくりや、産直施設や観光農園、農家レストランの経営等、新しいビジネスモデルの構築などへの取り組みを支援します。

資料：農林水産省作成

注：農業・農村の多面的機能には、このほか、癒しや安らぎをもたらす機能、有機性廃棄物を分解する機能、地域社会を振興する機能、体験学習と教育の場としての機能等がある。

■農村の多面的機能：農林水産省 HP より

（２）地域資源を活かした都市と農村の交流

◆現状と課題

本市は豊かな緑と美しい田園地帯をはじめ、農産物直売所、九年庵および吉野ヶ里歴史公園等の数多くの観光資源や、田植え体験、菱の実採り体験及びサツマイモ掘り体験など農業体験活動など、多様な地域資源を保有しています。

また、本市は観光マップ等の多様な情報発信に取り組んでいますが、市内に大きな宿泊施設が少ないことから、日帰りの入込客数の割合が多い状況です。

市民アンケート調査では、希望する都市との交流事業は、「情報発信（広報、チラシ、SNS）」が最も多く、次いで「市内の販売イベント」、「農家レストラン、古民家カフェ」の順です。特に、60 歳未満、女性、仁比山地区、千代田西部地区では「農家レストラン、古民家カフェ」が多い結果となっております。

こうした状況の中、神埼市にある様々な地域資源を活用し、都市住民に食や農への認識を深める機会を広く提供し、新たな魅力づくりと地域振興を図ることが重要になっています。

また、本市は、歴史・文化・観光に関する情報発信の場として、かんざき遊学館（神埼情報館）および高取山公園わんぱく館を拠点として、直売所で地産地消の促進を図りながら、神埼そうめんや菱ぼうろ等の特産品化等に取り組んでいます。

市はホームページに観光イベント情報等を掲載していますが、今後については、市の「食と農」の取り組みや地域資源についての情報発信を強化し、地産地消の促進と自給率の向上、さらには市外に向けた知名度アップを目指し、都市と農村の交流とともに新規就農者確保に繋げていく仕組みづくりが必要です。

◆取組方針

①都市と農村の交流促進

○地域の風土や文化等の資源を活用した、都市との交流による農村地域の活性化を図るため、交流拠点施設における交流事業の展開として、農業体験、郷土料理体験、直売所の充実等、地域の受入体制の支援および強化を推進します。

○都市と農村の交流を図るため、観光客のニーズに応じた農家レストランや古民家カフェ等の活用を推進します。

○農産物販売や地域の祭り、交流イベント等を開催し、神埼市の知名度向上を図るとともに、都市への情報発信の機会を拡大します。

○大学包括連携事業より、援農、食の研究、農業技術及び農村の活性化を進めます。

■産直施設（ecobito）

■古民家カフェ（moc）

②観光と連携した食と農業・農村づくり

○佐賀県等の関係機関や民間との連携のもと、脊振地区や仁比山地区等の既存観光資源の充実・活用と、新たな観光・交流資源の創出に取り組み、観光客や市民が農村を訪れる機会や場の提供についての検討を行います。

○観光を視野に入れた地域産品の開発を推進します。

○地域の農家が多様な人材と協力しながら、農産物や自然等の地域資源を活用し付加価値を生み出す 6 次産業化を進め、雇用の創出、所得の向上を目指します。

③消費者への情報提供

○福岡都市圏、佐賀市まで 1 時間圏内という立地条件を活かし、神埼市の魅力と「食と農」の情報を市内外に発信することにより、交流人口の増加を目指します。

○市報やホームページ、SNS 等を活用し、食料・農業・農村に関する神埼市の魅力的な情報発信に努めます。

■大丸福岡　神埼フェア

（３）住みやすい環境の創出

◆現状と課題

市民アンケート調査では、地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善整備すべきことは、「災害防止(洪水や崖崩れ等の対策)」が最も多く、次いで「地域での買い物の便利さ」、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」となっています。

今後、高齢による自動車運転免許の返上や徒歩圏内に商店等がない地域においては、買い物弱者が増えていくものと考えられます。

都市施設は、吉野ヶ里歴史公園、神埼中央公園、日の隈公園があり、身近な公園としては農村公園があります。

上下水道事業では、給水普及率は 97.6%に、汚水処理人口普及率は 86.2%となっています。

中山間地域では、空き家に関する苦情や有害鳥獣による被害が増加しており、野生鳥獣の生息数の増加に対し猟友会の広域連携のさらなる強化が必要となっています。

◆取組方針

①生活環境の整備推進

○市民が、農村に安心して住み続けられるようにするため、地域内移動手段、住居、公園、生活道路や上下水道の整備等、農村で快適に生活するための環境整備の推進を図ります。

また、「神埼市空家等対策計画」に基づき、空き家対策に必要な情報の整備、コミュニティバス・デマンドバス等地域内交通利便性の最適化の取り組みについて、関連機関との連携により推進を図っていきます。

○農村の活性化と将来における多様な担い手の確保を図るため、農村における副業、兼業等多様なライフスタイルの「半農半Ｘ」※や二地域居住、テレワーク等の多様なライフスタイルの取り組みにより、移住・定住対策の推進を図ります。

※　半農半Ｘ：農業農村への関心が高い都市住民が、別の仕事をしながら農業をすることや短期・短時間の就業先として農業に携わること。

■コミュニティバス

■移動販売車　イメージ

■定住促進パンフレット：神埼市 HP より

②景観整備の推進

○農村に潤いを与える緑の風景をつくる山麓や河川流域に広がる田園風景、点在する趣のある集落地等、農村特有の良好な景観を保全します。

■神埼市の景観：神埼市 HP より

③鳥獣被害対策の推進

○農村におけるイノシシ等の鳥獣被害を防止するため、「佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画」を踏まえ、関係機関と広域的に連携・協力し、猟友会による駆除や侵入防止柵の設置等鳥獣被害に対する環境整備を進め、被害の軽減に努めます。

○効果的・効率的な捕獲強化や人材の育成・確保を図るため、ICT やドローン等を活用した有害鳥獣被害対策を推進します。

○鳥獣被害対策により捕獲したイノシシについては、ペットフード（ジャーキー）等、ジビエとしての活用を推進しながら、他の活用方法についても検討します。

■イノシシ等の捕獲：神埼市 HP より

第５章

施 策 指 標

第５章　施策指標

神埼市が目指す食料・農業・農村の姿を実現するため、食料・農業・農村の分野ごとに目標値を設定し、取り組みます。

１．食料の安定供給の確保

目標	現状値 （現況年度）	目標値 （目標年度）	備考
a. 地場農産物に関する学習会数（年間）	2 回 (R6)	5 回 (R16)	【農政水産課】 ふるさと学習会、出前講座等の開催数
b. 地元食材利用の割合（年間）	55% (R4)	75% (R16)	【健康増進課】 ※食育推進基本計画参照
c. 学校給食での県産食材の利用割合 （市内小中学校）	49.9% (R4)	50.0% (R16)	【健康増進課】 ※食育推進基本計画参照

2．農業の持続的な発展

目標	現状値 （現況年度）	目標値 （目標年度）	備考
d. 新たな担い手の確保数（累計）	5 人 (R5)	40 人 (R16)	【農政水産課】 新たな認定新規就農者・認定農業者数
e. 就農相談会実施回数（年間）	5 回 (R5)	10 回 (R16)	【農政水産課】 やってみようセミナー、就農イベント、相談会数
f. 農業法人数（累計）	26 経営体 (R5)	30 経営体 (R16)	【農政水産課】 集落営農等の法人経営体数
g. スマート農業等効率的な農業経営に向けた支援件数（累計）	1 件 (R5)	10 件 (R16)	【農政水産課】 農業経営の効率化に向けた取組数
h. 担い手への農地集積率（年間）	62% (R6)	65% (R16)	【農政水産課】 ※地域計画参照
i. 田んぼダム（防災）の取組面積（年間）	774ha (R6)	800ha (R16)	【農政水産課】 田んぼダムの取組面積
j. 神埼市の農業産出額（年間）	40.6 億円 (R4)	45 億円 (R16)	【農林水産省】 ※生産農業所得統計参照
k. 有機農業の取組件数（累計）	1 件 (R6)	5 件 (R16)	【農政水産課】 有機農業への取組数

３．農村の振興

目標	現状値 （現況年度）	目標値 （目標年度）	備考
l. 日本型直接支払制度に取り組む交付対象農用地面積（年間）	281ha （R6）	300ha （R16）	【農政水産課】 日本型直接支払制度の対象農用地面積
m. 農産物や地域資源のＰＲ回数（年間）	2 回 （R6）	5 回 （R16）	【農政水産課】 ＰＲ回数
n. 有害鳥獣被害額（年間）	165 万円 （R3）	148 万円 （R7）	【農政水産課】 農業共済被害額 ※佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画参照

第６章

施策の推進

第６章　施策の推進

１．各主体の役割

国の食料・農業・農村基本法（令和６年改正）第８条から第 14 条において、国、地方公共団体、農業者、事業者、団体と消費者の役割は、以下のように記述されています。

本計画の推進にあたっては、各主体が責務と役割を果たしながら、互いに連携・協力しながら施策に取り組んでいく必要があります。

国の「食料・農業・農村基本法」より（抜粋）

（国の責務）

第８条 国は、第２条から第６条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２ 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第９条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（農業者の努力）

第10条 農業者は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第11条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（団体の努力）

第12条 食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（農業者等の努力の支援）

第13条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び食品産業の事業者並びに食料、農業及び農村に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

（消費者の役割）

第14条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

（１）神埼市の役割

神埼市は、基本理念及び神埼市食料・農業・農村基本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、市民、食品産業事業者等とともに実施及び推進します。

（２）農業者及び農業団体・市民・事業者の役割

【食料】

●食の安全・安心の取り組み

農業者及び農業団体	・食の安全安心に関する関係法令を遵守し、消費者に信頼される農産物の生産、供給を行います。 ・地域で生産する農産物に関し、正確な情報を提供します。
市民	・農産物の安全について正しい理解に努めます。
事業者	・食品関連産業の事業者として、農産物等の流通・加工等の過程における安全安心を心がけるとともに、法令順守のもとで、表示の適正化を図り、消費者への安全安心な商品の提供を行います。 ・神埼市で生産される農産物について関心を持ち、積極的な利用や流通を図ることで、消費者に対して、その品質への信頼が得られるように努めます。

●食の流通・消費の推進

農業者及び農業団体	・自ら農村における地域づくりの主体であることを認識し、行動します。 ・地域で生産された農産物を流通させることができるような出荷形態や体制づくりに努めます。
市民	・神埼市で生産される農産物等に関心を持ち、積極的な消費に努めます。 ・地産地消の様々な取り組みに参加して、安全で安心な地場産農産物による健康的な食生活を楽しみます。
事業者	・地場産農産物に関心を持つとともに、消費者ニーズを農業者・農業団体に伝え、神埼市の農業を支援します。 ・地域で生産された農産物や加工品の地域での流通、販売に努めます。 ・神埼市で生産された農産物の積極的な利用に努めます。

●食育の推進

農業者及び農業団体	・多様な体験の機会を積極的に提供し、学校や地域と連携しながら食育の推進に関する活動に取り組むように努めます。
市民	・食への知識と理解を深め、食事のマナーや健康を保ち高める食生活を身につけるように努めます。 ・家庭・地域・学校・職場等生活の様々な場面で、可能な限り食育に取り組むとともに市の施策に協力するように努めます。 ・食への感謝の心を育み、食べ残しが無いように心がけます。
事業者	・組織の事業活動の研修会等で食育推進に努めます。 ・食品ロスの削減など、生産・流通・販売過程における資源循環等に取り組みます。

【農業】

●多様な担い手の育成・確保と法人化の推進

農業者及び農業団体	・地域農業の将来を考え、農業の担い手としての役割を果たします。 ・家族経営協定制度の意義について理解し、後継者の確保に努めます。 ・農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者を積極的に登用します。
市民	・農業者の実情についての理解を深めます。
事業者	・女性の積極的な雇用や役職への登用に努めます。 ・女性農業者の起業を応援します。

●スマート農業活用による効率的な農業経営の確保

農業者及び農業団体	・安定的な農業経営ができるように改善を図ります。 ・新しい生産、加工技術について積極的な情報収集及び活用に努めます。
市民	・神埼市で生産される農産物や商品の購入に努めます。
事業者	・神埼市で生産される農産物や商品の活用に努めます。

●農業生産基盤の整備と優良農地の確保

農業者 及び 農業団体	・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理を行います。 ・農地が耕作放棄地にならないように適正な管理に努めます。 ・担い手への農地の集積に努め、地域全体で農地の有効利用に努めます。
市民	・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理に理解と協力に努めます。 ・農地等にごみを捨てないことやごみ拾い等に協力します。
事業者	・農地を利活用する場合は、法令に従い、秩序ある土地利用に努めます。 ・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理への協力に努めます。

●需要に対応した農業生産・流通・加工

農業者 及び 農業団体	・消費者ニーズの把握に努めるとともに農産物の品質向上に努めます。 ・食品事業者と連携し、農産物の地域ブランドづくりに努めます。 ・関係機関との連携を図り、商品開発・事業化に努めます。
市民	・地元食材加工品に関する情報を知り、積極的な消費に努めます。
事業者	・消費者ニーズを把握し、農業者・農業団体と連携し、農産物や食品のブランドづくりに努めます。 ・新しい加工、流通技術について積極的な情報収集に努め、活用に努めます。

●気候変動への対応と自然循環型機能の維持

農業者 及び 農業団体	・土づくりにおいて、堆肥等有機農業の取り組みに努めます。 ・可能な限り減農薬・減化学肥料による生産に取り組みます。 ・バイオマス利活用の取り組みに協力します。 ・生産活動では可能な限り、省エネルギー、新エネルギー利用に努めます。
市民	・環境に配慮して生産された農産物について理解し、積極的な購入に努めます。 ・バイオマス利活用の取り組みに協力します。
事業者	・環境に配慮して生産された農産物や加工品の積極的な利用に努めます。 ・バイオマス利活用の取り組みに協力します。 ・事業活動では可能な限り、省エネルギー、新エネルギー利用に努めます。

【農村】

●農地の維持と多面的機能の発揮

農業者及び農業団体	・市が発信する日本型直接支払制度の情報を活用します。 ・農業・農村の多面的機能維持の担い手として自覚を持ち、農業施設と農村環境の保全活動に努めます。
市民	・神埼市の農業・農村の多面的機能について理解します。 ・農産物購入や農業体験等の活動に興味を持ちます。
事業者	・神埼市の農業・農村の多面的機能について理解し、保全活動を支援します。

●地域資源を活かした都市と農村の交流

農業者及び農業団体	・既存地域資源の有効活用及び新たな交流資源の創出に協力し、農業・農村の持つ役割を市民に伝えます。 ・市が発信する新規就農や農業技術等に関する情報を活用します。 ・直売所や 6 次産業化等の取り組みに積極的に協力します。
市民	・農産物直売所利用や地域の祭りに参加し、農業者や事業者との連携に努めます。 ・広報や市ホームページ、SNS から発信する情報を活用し、神埼市の農業や農産物の理解に努めます。
事業者	・都市と農村の交流の場の提供において、自らの取り組みに努めるとともに協力や支援を行います。 ・神埼市、農業者、直売所、JA 等と協力し、神埼市の地域資源を活かした商品開発や事業化に努めます。

●住みやすい環境の創出

農業者及び農業団体	・農村地域の景観形成や美化に努めます。 ・関係機関と連携し有害鳥獣の駆除に努めます。
市民	・農村地域の景観形成や美化に努めます。
事業者	・農村地域の景観形成や美化に協力します。

2．計画の推進体制

本計画の推進状況は、神埼市農政水産課または関係者等によりとりまとめと検証を行い、必要に応じて計画や施策の見直しなどを行います。

なお、計画の推進状況については、広報誌や市ホームページ、SNS 等により市民へ広く公表します。

3．計画の進行管理

神埼市食料・農業・農村基本計画を着実に推進するために、まず、計画内容が広く市民に理解されるよう周知・啓発に努めます（Plan）。また、神埼市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに（Do）、その結果や効果を定期的に検証し（Check）、必要に応じて計画を見直す（Action）、いわゆる PDCA の考え方による進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であり、神埼市は計画に関する内容について定期的な情報発信を行います。

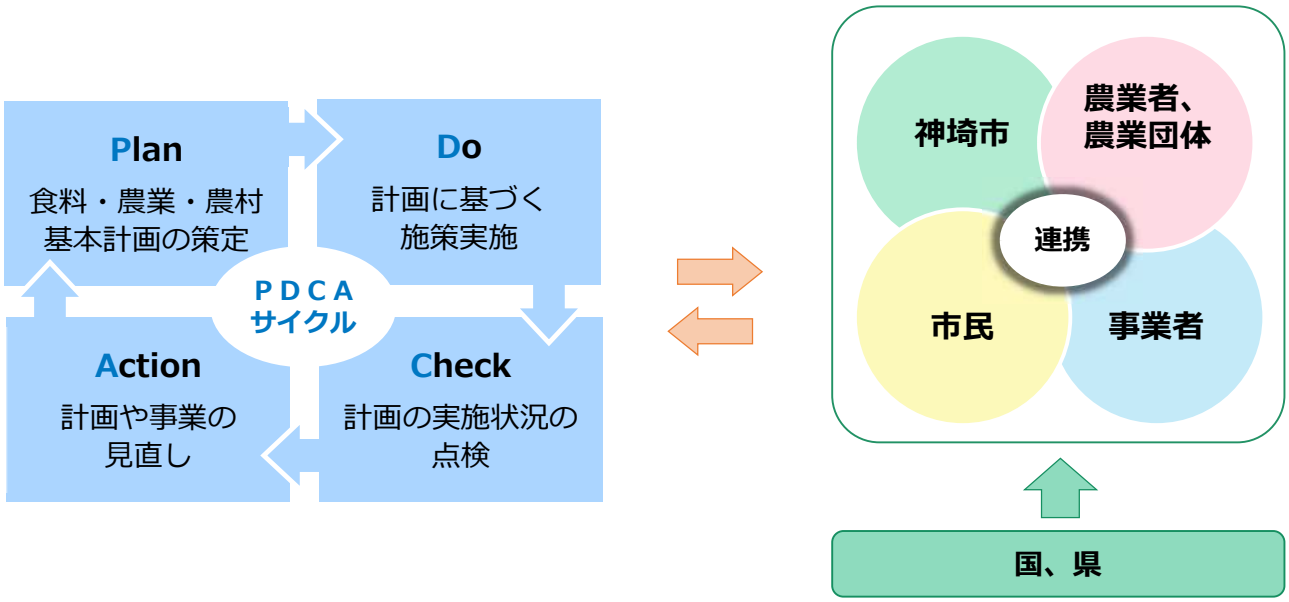

■計画の進行管理

資 料 編

１．計画策定の経緯

日　付	内　容
令和 6 年 9 月 13 日～ 令和 6 年 10 月 11 日	神埼市農業・農村振興基本計画（食料・農業・農村基本計画）に関する市民アンケート調査の実施（1,000 人配布、回収率 31.4％）

2.意向調査

■住民アンケート調査の概要

令和 6 年 9 月～10 月、20 歳以上の神埼市民から 1000 人を無作為に抽出し調査を行いました。9 月 13 日に郵送し、10 月 11 日までに回収しました。有効回収率は 31.4%でした。

■地区別回答者の割合

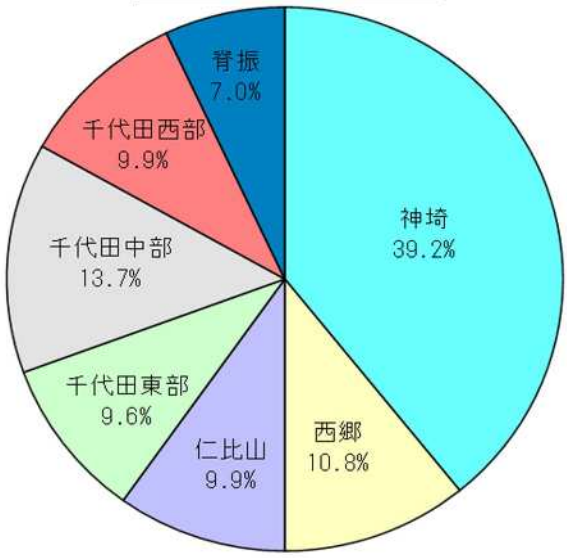

■回答者特性（問 1）

① 性別

回答者の性別は「男性」42.7%、「女性」57.0%と女性の方がやや多いです。

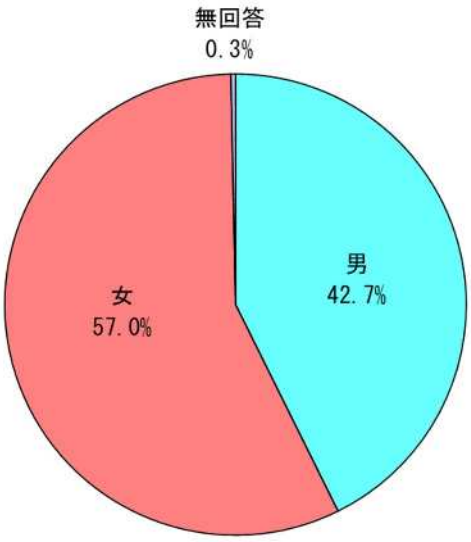

② 年齢

回答者の年齢は「70 歳以上」が 40.4%で最も多く、次いで「60 歳代」、「50 歳代」の順です。

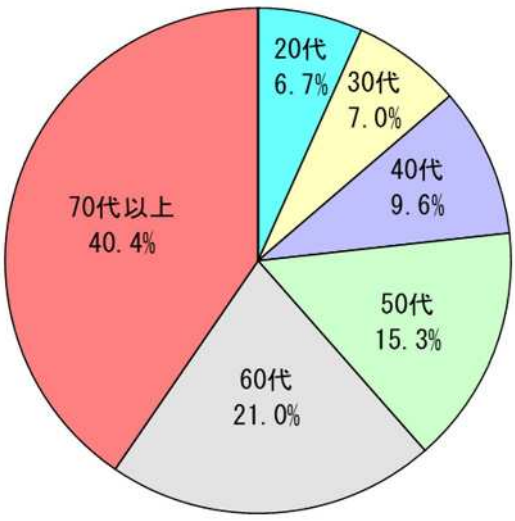

③農業従事者

回答者の中の農業従事者の有無は、非農家が 72.3%と最も多いです。

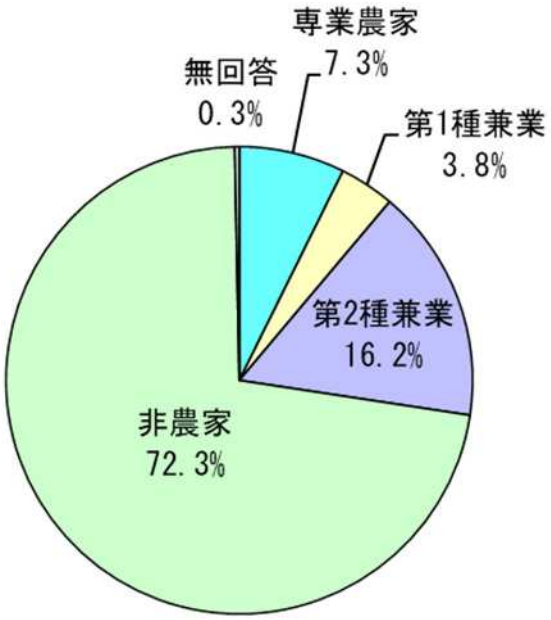

④職業

回答者の職業は、「会社員・公務員」が 32.8%で最も多く、次いで「無職」が 25.5%、「専業主婦（夫)」が 10.8%の順となっています。

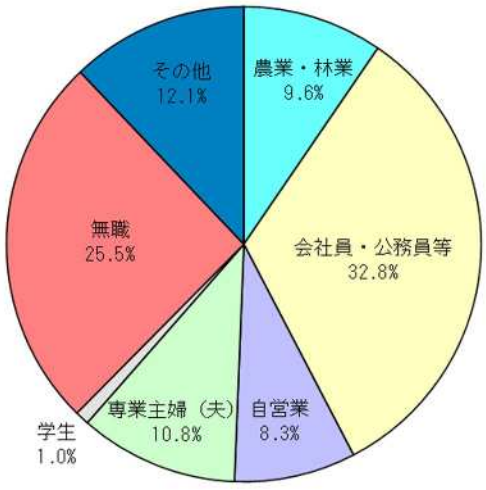

⑤同居者数

「２人」の回答が 36.9%で最も多く、次いで「３人」21.3%「４人」15.3%の順です。

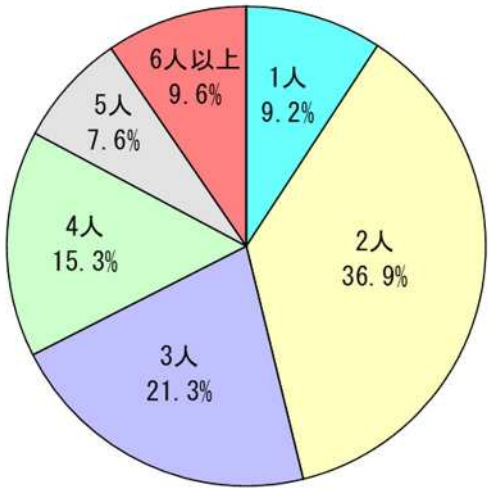

問２．あなたは以下のことについてどの程度ご存じですか。

施策の認知度では、「知っている」の回答数で「食品ロス」が 68.2%、次いで「地産地消」が 66.2%と高い認知度となっており、次いで「食育」「有機農業」の順です。

反対に「知らない」の回答数で「六次産業化」が 54.5%、次いで「国の食料・農業・農村基本法、基本計画」「農業・農村の多面的機能」が 48.4%と低い認知度となっています。

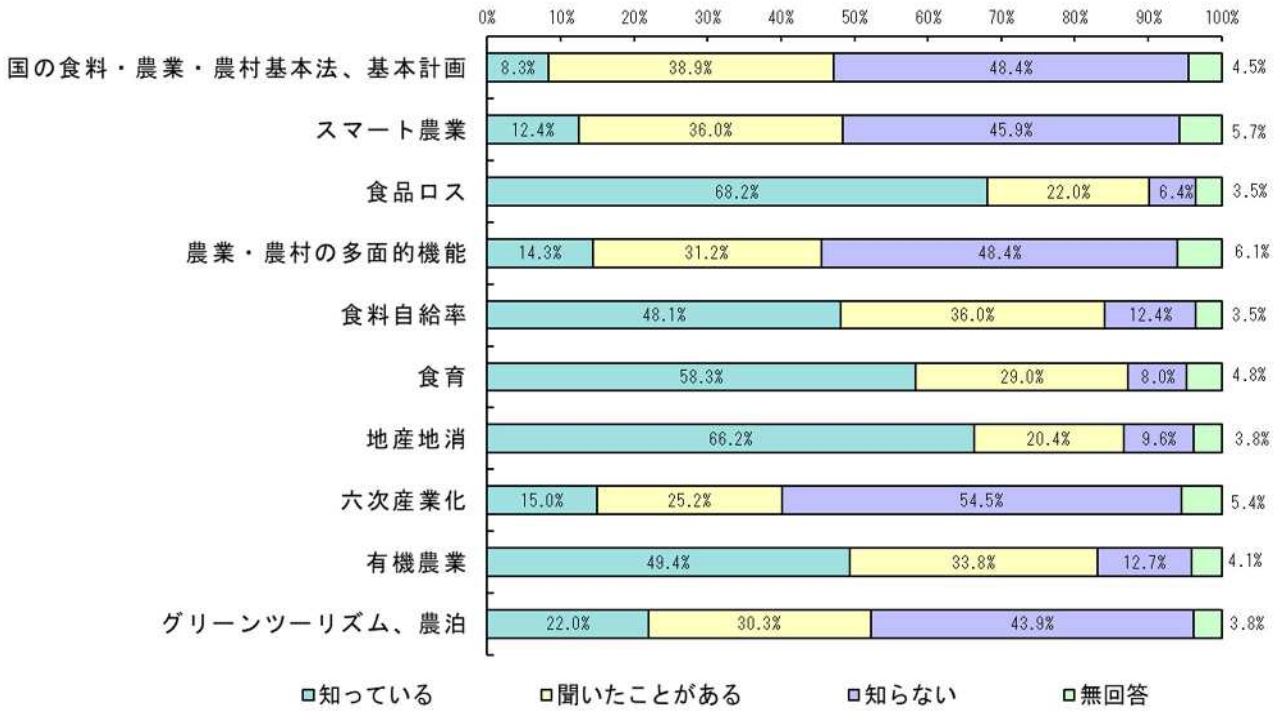

問３．子どもの食育で大切だと思われること何ですか（複数回答可）。

食育の重要度では、「規則正しく３食をとる」が 22.3%と最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」17.9%、「食べ物への感謝」が 13.7%となっています。

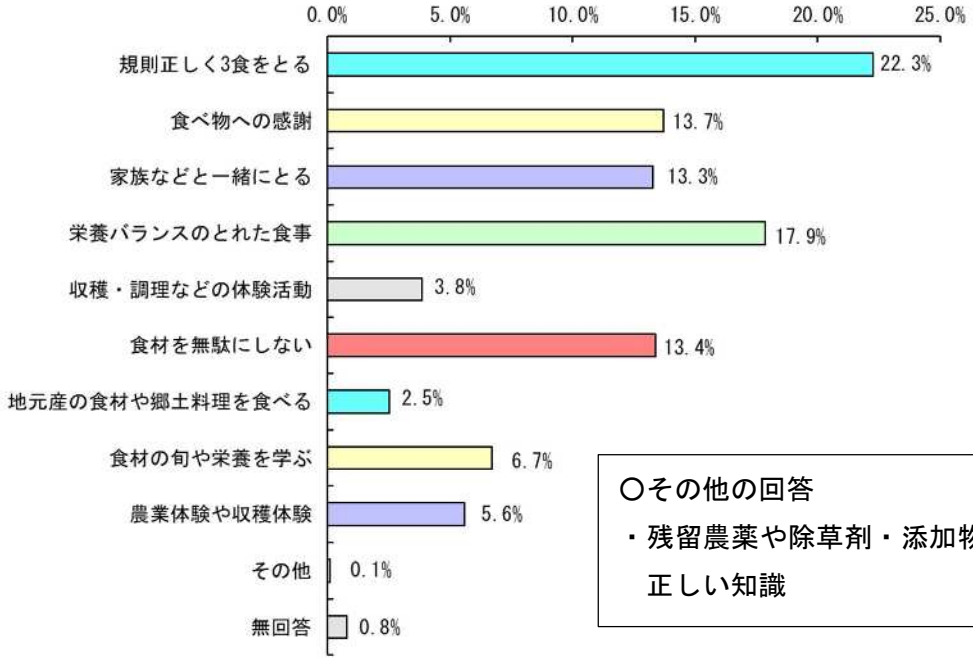

○その他の回答
・残留農薬や除草剤・添加物についての正しい知識

問４．食べ残しや食材の廃棄を減らす取り組みをしていますか。

食品ロスへの取り組みは、「食材を大量に買いすぎない、計画的に買う」と「食事を作る際は食べ残しがないように適量につくる」を合わせて８割を超えた結果となり、市民の計画的な取り組みが目立ちます。

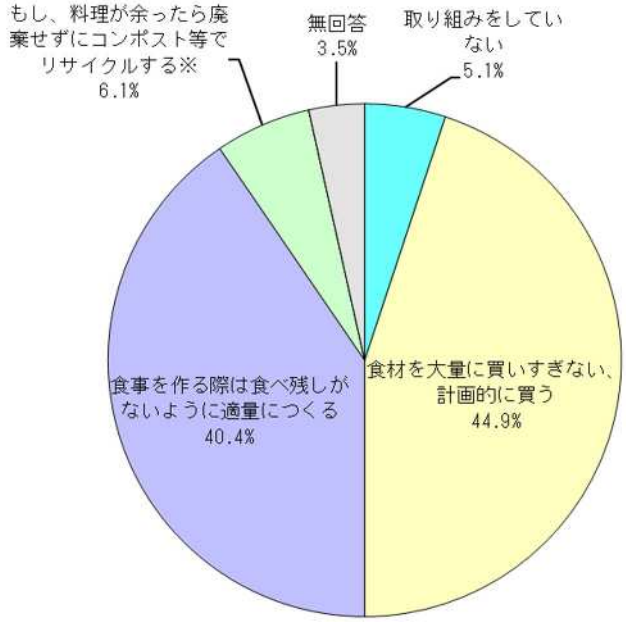

※家庭から出た生ごみ等を家庭菜園などに堆肥として利用する等

問５．農産品（米、野菜、果物、肉類、総菜等）を主にどこで購入していますか。

食料の主な購入先は「市内のスーパー、A-COOP 等の量販店」が 63.4%と圧倒的に多い結果となっています。

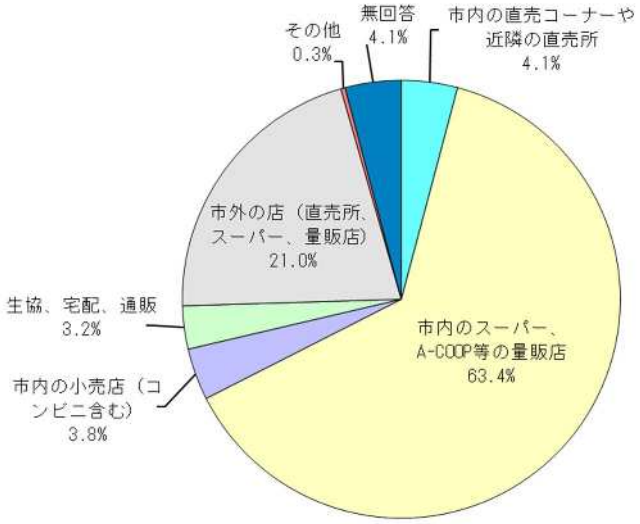

問６．農産品（米、野菜、果物、肉類、総菜等）を地域で購入するときの将来（5 年後くらい）についてどう思われますか。

近い将来の地域での農産品購入に対する懸念については、「地域の店で農産品が将来も購入できると思う」が 41.7%で半数を切り、地域の店で購入できなくなることを考えている人は 54.1%となり、将来の農産品購入手段に対する市民の不安が感じられます。

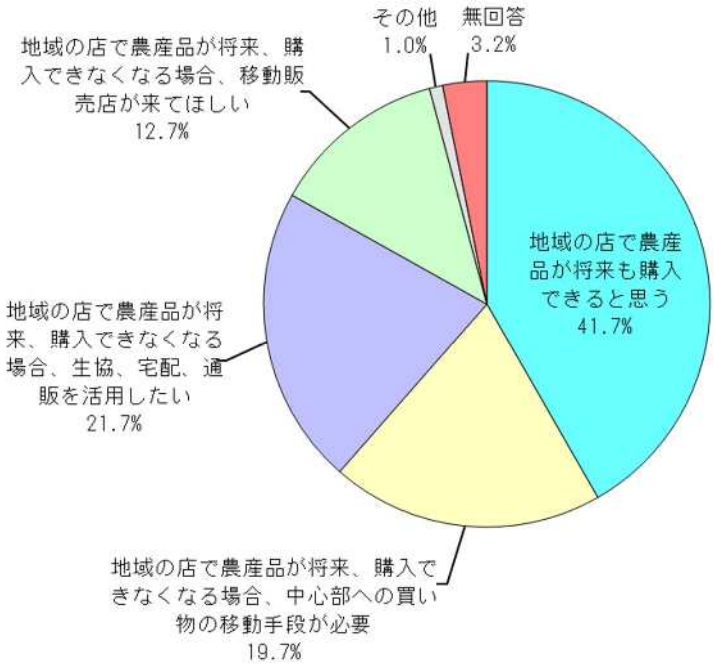

〇その他の回答
・自分で作る。

問７．農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは何ですか。

農産物購入時に重視していることについては、「鮮度」が 27.8%と最も多く、次いで「安心・安全」が 26.6%、「安価」が 20.4%となっており、市民の 3 つの重要な視点となっています。

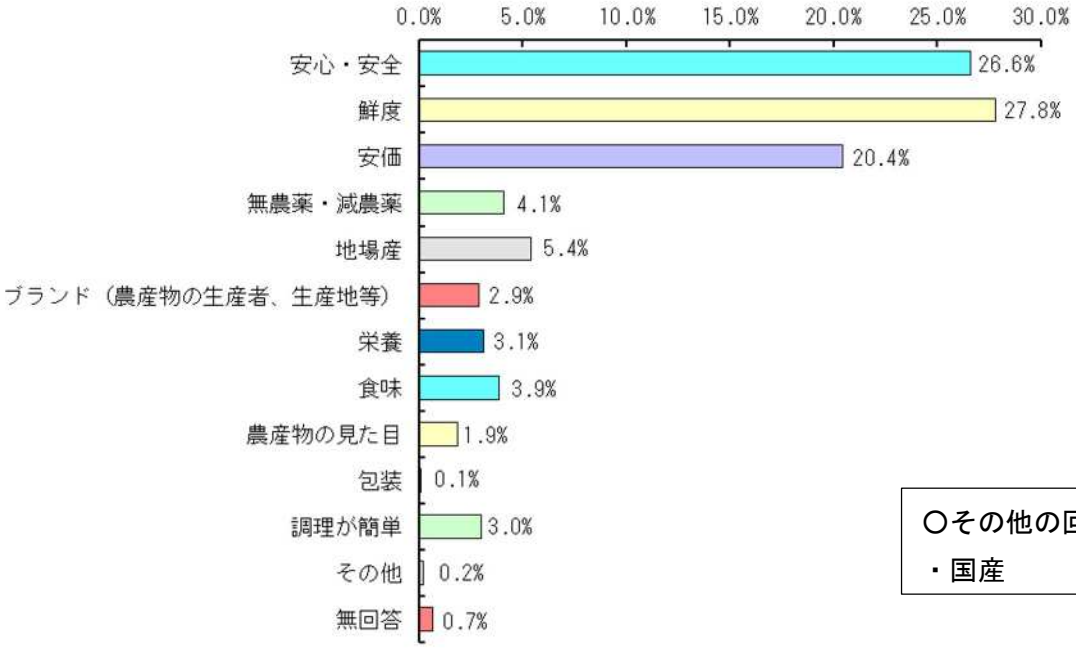

○その他の回答
・国産

問８．農産物（米、野菜、果物、肉類）を市内の直売コーナーや近隣の直売所で購入する理由は何ですか（複数回答可）。

農産物を直売所で購入する理由については、「新鮮・品質の良さ」が 32.9%と最も多く、次いで「安心・安全」が 22.0%、「価格」が 21.7%となっており、直売所においても市民の 3 つの大きな購入理由となっています。

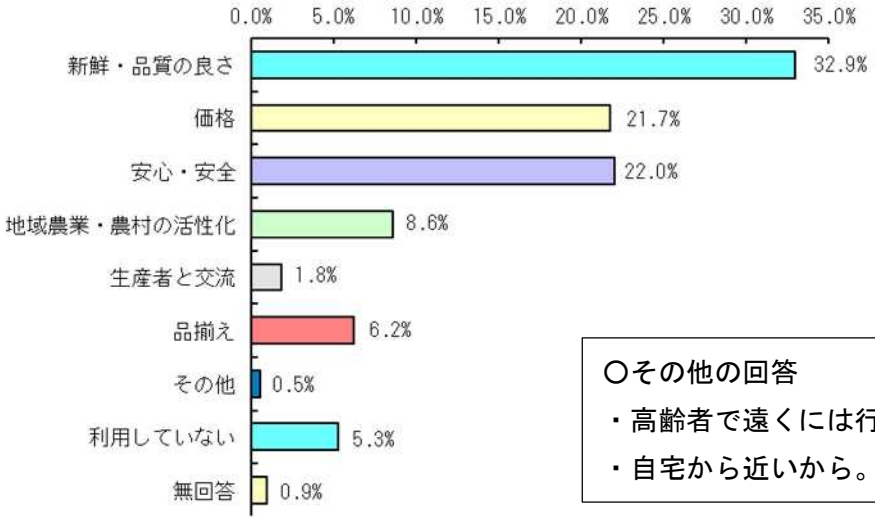

○その他の回答
・高齢者で遠くには行けない。
・自宅から近いから。

問９．神埼市の農業の今後のあり方で重要なことは何だと考えますか（複数回答可）。

神埼市の農業の今後のあり方で重要なことについては、「担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成」が 23.0%と最も多く、次いで「現在の営農(農作物の種類や栽培面積、労働力)の維持」が 12.2%となっており、農業後継者不足への不安が感じられます。

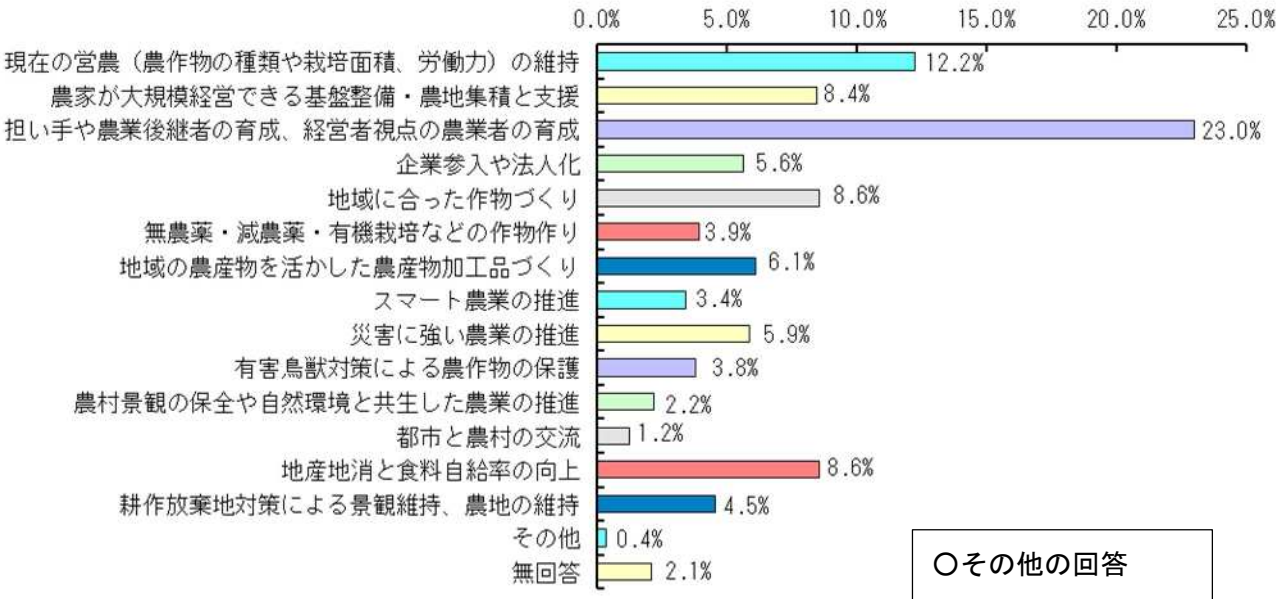

〇その他の回答
・減反政策の撤廃

問 10. 神埼市の農業の担い手や後継者確保の方法について重要なことは何だと考えますか（複数回答可）。

神埼市の農業の担い手や後継者確保の方法について重要なことは、「収益向上につながる農業を進める」が 29.0%と最も多く、次いで「農作業の受託組織や農業生産法人等の大規模農業により雇用を進める」が 19.3%となっており、農業収益向上とともに農業者の確保に向けた施策強化の必要性がみられます。

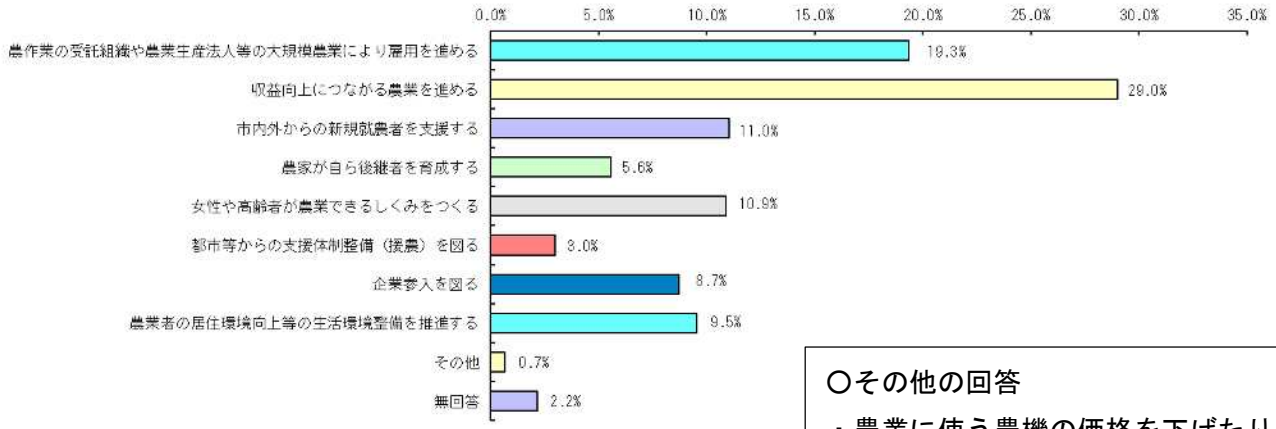

〇その他の回答
・農業に使う農機の価格を下げたり、部品交換も

問 11. 神埼市の農業を維持するうえで、消費者と生産者との関わりはどうすれば良いですか。

神埼市の農業維持に向けた取り組みの中で消費者と生産者の関わる方法については、「地元農産物の購入」が 63.4%と圧倒的に多く、次いで「農業体験、イベント等交流」が 19.1%であり、「都市等からの支援(援農)」は 7.3%と少ない結果となっています。

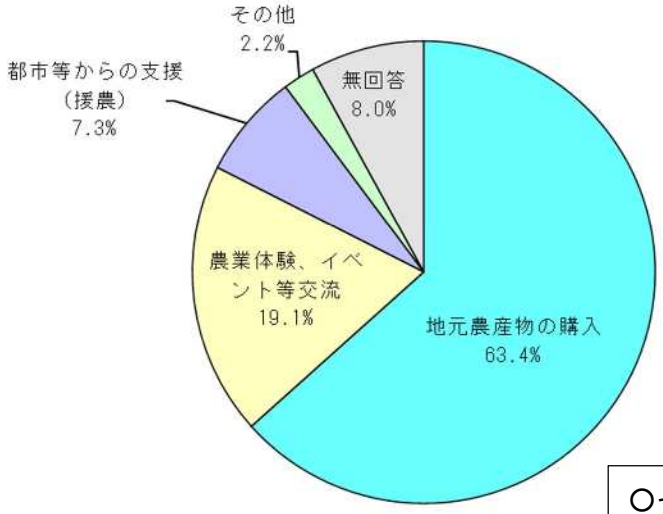

○その他の回答
・学校給食、地元企業内食堂、病院等、地元の物を活用させる。

問 12. 今後、神埼市の農業を維持・発展するための生産・流通・販売は何に取り組めば良いと思いますか（複数回答可）。

神埼市の農業維持・発展に向けた生産・流通・販売の取り組むべき方法では、「市内・市外スーパー等の量販店に神埼産コーナーを積極的に設置」が 21.1%、「地場産農産物のイメージや知名度アップにつながる取組」が 17.1%、「マスメディアによる地場産農産物の積極的な PR」が 15.5%、「地場産農産物を使った加工品や特産品づくり」が 14.8%とほぼ均等で、地場産農産物に対する販売広報活動の分野となっています。

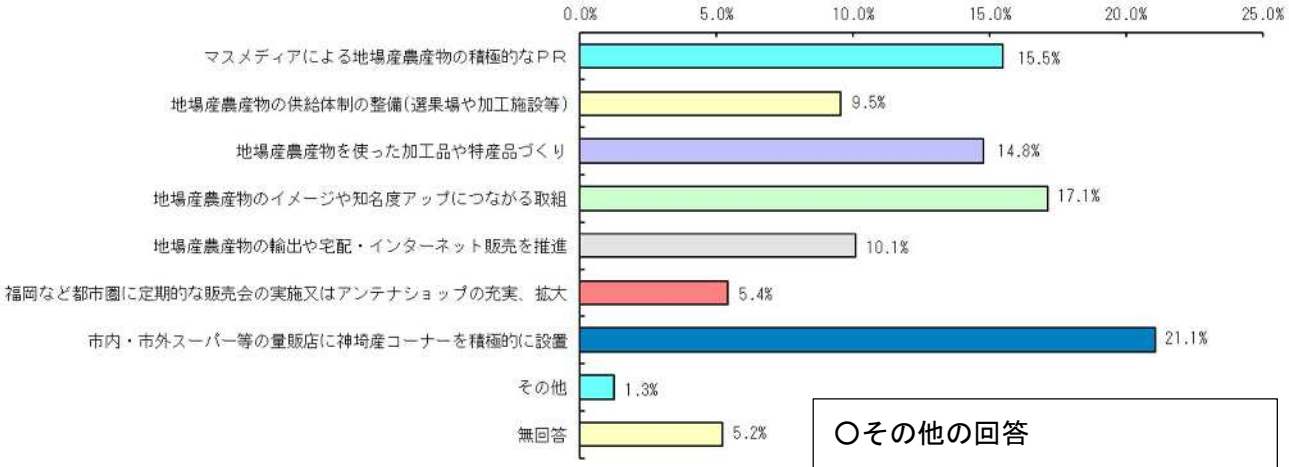

○その他の回答
・庁舎跡地を利用した地場産店（道の駅等）の建設による販促
・自分で作り自分で販売する事

問 13. 神埼市の農村理解のために行っていくべきと考える都市（消費者）と農村（農家）の交流事業はどれですか（複数回答可）。

神埼市の農村理解のための都市と農村の交流事業については、「情報発信（広報、チラシ、SNS）」が 26.7%と最も多く、次いで「市内の販売イベント」が 19.1%、「農家レストラン、古民家カフェ」が 14.7%、「市外の販売イベント」が 13.6%となっており、市内外への情報発信や交流拠点のために広報活動及び販売イベント活動の強化と農家レストラン等に取り組む必要性が見られます。

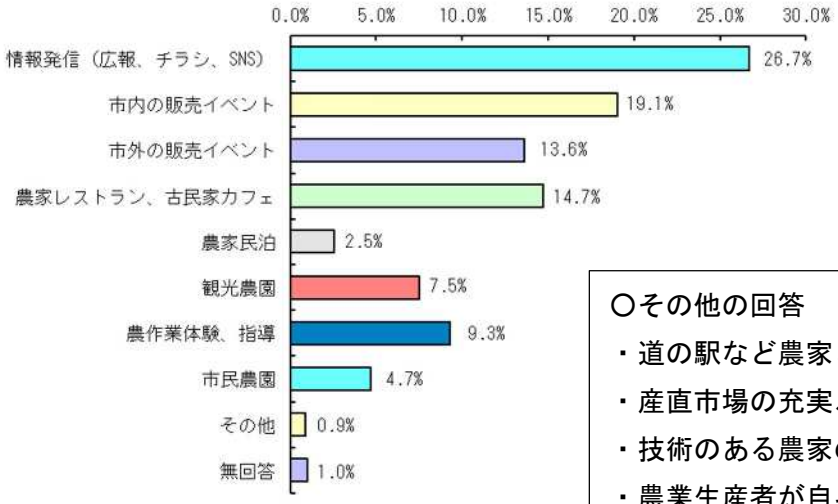

○その他の回答
- 道の駅など農家とつながる販売を
- 産直市場の充実、特産品の開拓
- 技術のある農家の情報発信
- 農業生産者が自身で販路を考え販売する事

問 14. あなたが、都市（消費者）と農村（農家）の交流等に関する情報源としている媒体はどれですか。

神埼市民が都市と農村の交流等に関する情報源としている媒体には、「市広報」が 20.5%と最も多く、次いで「テレビ、ラジオ」が 19.3%となっており、市の広報活動の成果が見られます。

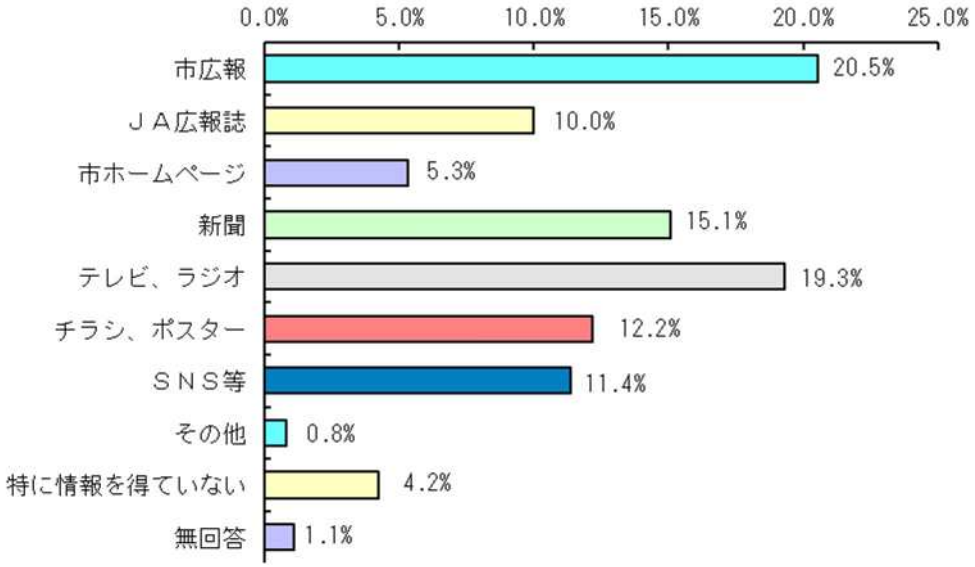

問 15. 食料生産以外で、以下のような農業・農村の多面的機能があります。あなたが神埼市に期待するものはどれですか（複数回答可）。

食料生産以外で、農業・農村の多面的機能について市民が神埼市に期待するものは、「自然環境保全」が 28.7%と最も多く、次いで「国土の保全と水源涵養」となっており、自然環境及び国土保全や農地の保全への期待がうかがえます。

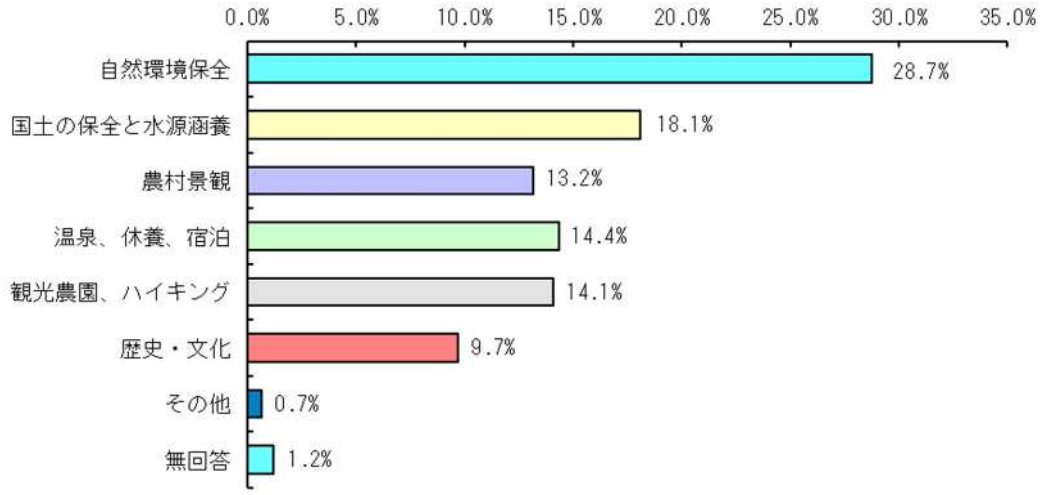

問 16. 地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善や整備すべきものはどれですか（複数回答可）。

地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善整備すべきことは、「災害防止(洪水や崖崩れ等の対策)」が 12.4%と最も多く、次いで「地域での買い物の便利さ」が 11.2%、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」が 11.1%となっており、近年の豪雨等の影響と思われる災害防止への関心の高まりが感じられます。また、快適な環境整備や交通利便性の向上を望む回答が多いです。これらは定住環境の必須条件と考えられます。

問 17. あなたは、農村の基盤整備としては、まず何を行うべきと思われますか。〔農業従事者のみ（複数回答可）〕

基盤整備の希望は、「農村地域の排水路等を改修・整備し、農地、宅地等の災害や湛水等の被害を防止する」が 22.3%と最も多く、次いで「用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する」が 18.1%となっており、水路の改修・整備の希望が多いです。

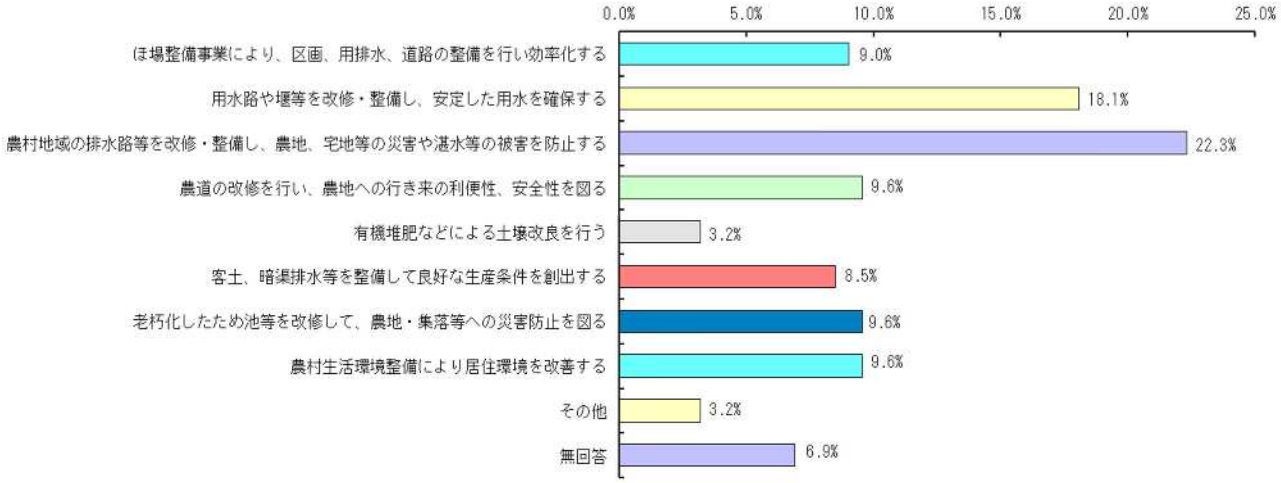

そのほか、ご意見がございましたら自由にご記入下さい。

	意　　見
専業農家	今後、集落維持が後継者不足のため困難となるので、担い手の確保（多様な）について行政の指導を強化してほしい。
	米の値段が上がっているとニュースでよく見ます。生産者への処遇改善を行ってほしいです。米、麦、大豆の価格（手取り）が安い為、生活が大変です。今のままでは、後継者がいなくなると思います。農家への支援を検討願います。
	普通の農産物の PR を行っても都市部のリアクションはほとんどないので、栄養面で優れている（東海大の教授が TV で菱（ヒシ）の効果を絶賛していた。）、特殊な農法、全国的に見ても高品質等の農産物のアピールをして、その後ホテル、旅館、料理店等のバイヤーと商談会を積極的に行う。
	ほ場整備が終り道路もよくなったが、一般車両の通行が多すぎる。ポイ捨て（空缶、空ビン、ゴミ）どうにかならないものか？農作業をしていると分かっている所に来るのである。
	今まで他の物価が上がっても米価は上がらない…これでは後継者が出来るわけがない。かと言って退職あがりの農業は良い米作りになっていない。現耕作地をみていると荒れている。もう少し後継者に魅力あるよう現実を国は見てもらいたい。
第 1 兼業農家	・高齢化による後継者不足となり、担い手の雇用が必要かつ大事となる。 ・儲かる農業への取り組みが大事であり、補助金対応の検討を！！
	神埼の特産物「和菱」の老化防止・美白効果・高血圧予防・肥満予防・糖尿病予防が期待される事をアピールして欲しいです。「和菱」をハンギーに乗って収穫体験「菱狩り」とかあったら楽しいと思いました。（梨狩りみたいな感じです。）問 13 の古民家レストランでお客様が収穫した取りたて野菜を料理する限定コースなど面白いと思いました。
	今後、農業は後継者をいかに作っていくのか？法人、担い手、集落営農に於いても重要な課題となっています。本当に地域農業の維持発展を検討するなら耕作できる圃場整備、暗渠排水、最低圃場面積は 50a 以上に整備することです。大変な資金が入ります。対応を！！
第 2 兼業農家	将来を見据えた事業を推進して頂きたい。
	神埼市の人口は今後も減りつづける。人口減対策としてできることを取り組んで欲しい。若い人たちの中には独身主義者だけでなく出会いを求めている人も多くいるのではと思う。そういう人たちの出会いの場を工夫して欲しい。
	農業や集落機能を維持する為には、大規模農家や法人化だけではなく、小規模農家の育成も考えておかないと集落はなくなります。
	中山間地の米のブランド化を図ってほしい。資材や燃料費の高騰、草刈等労力もかかるし、収量も平地に比べ少ない。しかしながら、きれいな水で育っている、食味も良い。買い取り単価が上がらねば、やっていけないし、後継者も残らない。
	米、農産物の価格－生産者所得が上昇しなければ後継者は残らない。イノシシ対策－作物及び田畑、畦、水路、道路が崩壊し、就業意欲が減退する。
	農道が近隣に住宅地が多く、一般道の様に往来される為、道が傷む事が多々見られる。時々点検を…連絡しても修理なしの所あり。すみません、よろしくお願いします。
	台風・大雨時の災害防止・安全対策を強化してもらい、生活しやすい神埼市にしてもらいたい。
	細かいことですが…！！生産者はもちろん消費者がたくさん農産物を買い物に来てくれる場所をつくって欲しいです。例えば、西郷農協の跡地などで、新米を売る、アスパラを売る等、直売所をつくったら便利で楽しくなりそうですが…！！車両も多く走っていますよ…。
非農家	水田や畑を買うときに 5ha 以上買わないとダメとか買うときは農業委員会を通さないダメとか制約が多すぎる。自由に土地を買い自由に耕作するようにすべき。米を売る時は許可を持っていないと売れないとかありえん。自由で開かれた農業にすべきと思う。
	何をするにしても、神埼市が良い市にならなければいけない。良い市にして下さい。
	昔からの意識の固執が揺るがない限り、中々変わらないと思う。他県から、移住してきた身であるが、ここに来て、他県よりそれを感じます。都会にはない、田舎の良さを追及することで、愛郷心たるものが生まれるような町づくりから一歩ずつはじめられたらと思います。
	神埼市が活性化するようなお店を作る。
	私の家の横にため池がありますが、深いのかなぁと思っていましたが、しらさぎが水辺にいて足の 1/3 しか水がなくてびっくりしました。大雨がふった時にすぐあふれて困っています。
	地域行政と JA の関連性排除
	子どもが減少している今、子どもが生活しやすい市を目指して実践、実行していただきたい。

	意　　見
非農家	地元産の野菜の種類が少ないのでついつい外へ買いに行ってしまいます。地元で購入したい気持ちはあるのですが。野菜やフルーツ特徴のある物が沢山あれば”道の駅”とかあったらうれしいですね。どこも道の駅にぎわっていますよね。
	・神埼産のブランド化（米やその他農産品等） ・道の駅かんざき ・クリークを活かした市民が憩える公園の整備。クリーク公園は今もあるがあまり知られていないし、行こうともされない。散歩道や安全に水遊び、魚釣りが出来たり、クリークに生息する魚や動植物の展示場、四季折々の植物が楽しめ、市外からも遊びにきてもらえるよう公園の整備。
	1.近所で家庭菜園をやられている方が多く見受けられます。しかし、種苗等は安くありません。安価で種苗が入手できると有りがたいです。 2.農業で街づくりができないでしょうか？
	アンケートはwebを利用して欲しい。紙での回答は集約等時間と手間がかかると思う。少なくとも選択可にしてもらいたい。今回のみ紙でのアンケート回答します。
	自治会は何の為にあるのでしょうか？地域コミュニティのためだとは思いますが、農家の方々の高齢化も進み、田・畑がアパートなど宅地に変わって市外からの居住者も増え、地元の方と新在住者の方との考え方の違いで、いざこざがあると聞きます。私も市外からの居住者ですが、自治会の強制加入には今だに納得できません。結局、地元の農家の方々が嫌々役員になられて、とても苦労されています。農業のお仕事とは別のことで、時間も割かれ祭りなど、大変なお仕事もされています。誰もが嫌がっているのに自治会は必要なのでしょうか。関係ない事柄かも知れませんが、皆が仲良く暮らしていけるよう、面倒な事は省いていただきたいです。
	頑張って下さい！！
	川のそばに住んでいるので、年々被害にあう確率が高くなっています。水害のおこらない時期に川の整備を行っていただきたいと思っております。（昨年はじめて避難しました。）
	アンケートむずかしい。
	神埼の食卓mocさんで食事をした時にすごくおいしくて自身の食生活を見直したいと強く思いました。特に背振の本間さんの卵を使われていて「ほんまさんの卵です」と紹介していただき、身近にがんばっている方がいると知ることができました。SNSや友人知人からの口コミも非常に参考しています。年を重ねると健康にも注目したいので安全なものを食べて体づくりをしていきたいという思いも強くなっています。このアンケートのおかげで再度神埼産を取り入れていきたいと思いました。
	農業支援はほぼ充実していると思われる。住民が安心して購入できる道の駅が販売所を充実させ、購入しやすい場所の充実が必要ではないか。今は地元のものを購入できない！
	野菜や米の直売所が神埼市内のどこにあるか知りません。大きな直売所が近くにあるといいなぁと思います。
	いろいろなイベント等開催し、もっと神埼市をアピールしてほしいと願っています。
	城原川ダム建設を早急に推進し、大雨による増水氾濫が発生しないよう対応をお願いします。
	公共施設の充実や公共交通機関の利便性など改善点が多いと思われる。
	災害対策と農業は合わせて整備して頂き、安心な神埼市であってほしい。
	魅力ある街作り。
	田植の前、麦の種まきの前には、田んぼから強烈な匂いがします。息も出来ない程で窓も開けられません。神埼を出たい程です。他の肥料等に変えるなど、指導はできないでしょうか。農家と住民の共同も考えて欲しいです。
	・北九州市から神埼市に移住しました。都会から来た身としては、自然派レストラン（地産地消のオシャレなランチ）、古民家カフェなど、インスタ映えするようなカフェなどがあると、その場所に行きたくなります。（ecobitoは、知り合いをつれていったら、とてもよろこんでいました。）福岡市の「オヤサイキッチン」「農家レストランcasa orientale」なども地産地消で、そのようなお店が佐賀にも増えると若い世代も、地産地消や良い野菜のよさに気づけるかなと思います。 ・また、農業体験、収穫体験などのイベントは、若い世代や子どもたちにとって新鮮な経験となり、食に関心をもつ、きっかけになると思います。農家さんならではのおいしい野菜の食べ方（レシピ）なども、知りたいなと思います。
	子育て支援にもっと力を入れてほしい。若者が流出しない町づくり、地域づくりをしていくべきだと思う。誰もが住みたいと思うような取り組みを積極的に行って、魅力ある地域にしてほしい。
	ジムやプールなどのスポーツ施設を整え、お年寄りの健康増進、コミュニティの場に。また、若者のリフレッシュの場にして地域活性化させてほしいと思います。

	意　　見
非農家	・民家のすぐそばの田んぼに除草剤を撒き、その後すぐ種を撒くってどんなでしょう、それを出荷するんですかネ、恐いです。 ・神埼の特産品って何だろうと考えています。（いくつかはあるけど。）
	野焼きの悪臭で不快な経験があるのでやめて欲しい。（農家の方がよく野焼きされており、品格を疑う。）
	・福岡市への通勤通学等、福岡市を利用しやすい交通網の整備 ・高速道停留所前の駐車場の拡充 ・県都・州都（福岡）との連携
	うちは駅まで遠いのですが、バスも通ってなく不便です。今は車があるからいいのですが、運転できなくなった時買い物も行けなくなります。ずっと神埼に住もうとは思えないですね…。
	農業の方の話を聞くと、種々問題が有り、非農家の私が簡単に答えられないと思いました。
	・小、中学校で農業（田うえ）体験を取り入れたらどうか。 ・スポーツ、サッカー、ハンドボール、バスケ、バレーなどの試合で神埼市のものを PR する。 ・みちの駅を作る。
	・大人が参加できる Culture 活動やイベントが少ない。あってもバラエティに富んでいない。 ・英会話や歴史などの教室がない。 ・公共のジムやプールがない。

注：原文のとおり掲載

3.食料・農業・農村基本法（抜粋）

食料・農業・農村基本法

※ 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律
（令和６年法律第 44 号）による改正後のもの

目次

第１章 総則（第１条―第 16 条）
第２章 基本的施策
第１節 食料・農業・農村基本計画（第 17 条）
第２節 **食料安全保障**の確保に関する施策（第 18 条―第 25 条）
第３節 農業の持続的な発展に関する施策（第 26 条―第 42 条）
第４節 農村の振興に関する施策（第 43 条―第 49 条）
第３章 行政機関及び団体（第 50 条・第 51 条）
第４章 食料・農業・農村政策審議会（第 52 条
―第 56 条）
附則

第１章 総則

（目的）

第１条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（**食料安全保障**の確保）

第２条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

２ 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

３ 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

４ 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

５ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的

な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

６ 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（環境と調和のとれた食料システムの確立）

第３条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

（多面的機能の発揮）

第４条 国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第５条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

２ 農業生産活動における環境への負荷の低減は、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）の維持増進に配慮して図られなければならない。

（農村の振興）

第６条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（水産業及び林業への配慮）

第７条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することに鑑み、その振興に必要な配慮がなされるものとする。

４.施策指標の根拠

１．食料の安定供給の確保

目標	数値根拠	備考
a. 地場農産物に関する学習会数（年間）	・食育や地産地消を推進するために年間の学習回数増を目指す ・農産物や農業体験などの学習会の実施回数を年間で評価する	【農政水産課】 ふるさと学習会、出前講座等の開催数
b. 地元食材利用の割合（年間）	・健康増進課が策定する食育推進基本計画により評価する	【健康増進課】 ※食育推進基本計画参照
c. 学校給食での県産食材の利用割合（市内小中学校）	・健康増進課が策定する食育推進基本計画により評価する	【健康増進課】 ※食育推進基本計画参照

２．農業の持続的な発展

目標	数値根拠	備考
d. 新たな担い手の確保数（累計）	・年間平均４人を確保し、持続的な農業の発展を目指す ・新たな担い手数を累計で評価する	【農政水産課】 新たな認定新規就農者・認定農業者数
e. 就農相談会実施回数（年間）	・新規就農者確保のためにセミナーや相談会を積極的に行う ・セミナー等を行った回数を年間で評価する	【農政水産課】 やってみようセミナー、就農イベント、相談会数
f. 農業法人数（累計）	・農業経営の合理化のために組織の法人化を積極的に推進する ・農業の法人化数を累計で評価する	【農政水産課】 集落営農等の法人経営体数
g. スマート農業等効率的な農業経営に向けた支援件数（累計）	・スマート農業等農業経営の効率化に向けた支援に取り組む ・効率的な農業への支援件数を累計で評価する	【農政水産課】 農業経営の効率化に向けた取組数

h. 担い手への農地集積率（年間）	・地域計画により算出される担い手への農地集積率を年間で評価する	【農政水産課】 ※地域計画参照
i. 田んぼダム（防災）の取組面積（年間）	・多面的機能支払交付金における田んぼダムの取組面積を年間で評価する	【農政水産課】 田んぼダムの取組面積
j. 神埼市の農業産出額（年間）	・農林水産省の統計における農業産出額を年間で評価する	【農林水産省】 ※生産農業所得統計参照
k. 有機農業の取組件数（累計）	・有機農業を積極的に推進する ・有機農業に取り組んでいる者、団体数を累計で評価する	【農政水産課】 有機農業への取組数

3．農村の振興

目標	数値根拠	備考
l. 日本型直接支払制度に取り組む交付対象農用地面積（年間）	・農地の維持と多面的機能の発揮のために取り組み面積増を目指す ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業支払交付金の交付対象農用地の面積を年間で評価する	【農政水産課】 日本型直接支払制度の対象農用地面積
m. 農産物や地域資源のＰＲ回数（年間）	・農作物の幅広い周知に取り組む ・産地をＰＲするための活動回数を年間で評価する	【農政水産課】 ＰＲ回数
n. 有害鳥獣被害額（年間）	・佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画による被害額を年間で評価する	【農政水産課】 農業共済被害額 ※佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画参照

神埼市食料・農業・農村基本計画

発行日	令和７年３月
編集・発行	神埼市
	〒842-8601
	佐賀県神埼市神埼町鶴 3542 番地 1
電話	0952-37-0117
FAX	0952-52-6549